ニユース綴

29

一九五四・六～一九五五年

30

貝島大之浦
162

1216

戦後炭鉱
資料
（宮崎文庫）
1216

昭和二九年六月より
三〇年五月まで

本部教宣部発行
ニューズ綴

一号〜四六号

貝島大之浦炭礦労働組合

ニュース 1

炭労企斗オ一号
一九五四、五、二一

炭労企業整備反対斗争委員会
中央斗争委員長　阿部竹松

各地方本部
各資本別
各支部
斗争委員長殿

企業整備反対斗争指令

第十回炭労大会の決定に従い、オ一回炭労企業整備反対斗争委員会（企斗）（五月二〇～二一）は、各社の企業整備強行の現況に鑑み、速かに斗争を組織化する必要を認め、左記企業整備反対斗争方針により斗争を推進することを決定した。

よって右指令する。

尚本指令実施に当って必要な中央八社ブロック、地方、支部等の斗争機構は速かに確立せよ。

記

企業整備反対斗争方針

一、情勢分析

(一)、一般的な情勢

1、アメリカに於ける恐慌現象は、その後ますます激化し、今や誰の目にも明らかとなった。本年二月の工業生産指数が、これまでのピークたる昨年七月の一〇・二％減にまで低下したという一つの事実をみても恐慌の到来を否定することはできない。

2、このようなアメリカの恐慌の成熟は、当然世界経済恐慌えの発展を予想される。

3、今日の日本経済の動向もまた世界経済恐慌の一部分として、全産業部門に過剰生産恐慌が起りつつある。

4、合理化は、恐慌の、申し子、である。

それは、独占資本が恐慌を回避するために、彼らが一切のしわよせを労働者に転嫁し、他方では国の経済を軍事化することにより、最大の利潤を独占資本に保証するとともに重税と社会保障の切下げ、公共事業費を削減し、国土と国民をアメリカ帝国主義の犠牲にしようとする反国民的政策をとりつつある。この政策は全国民の利害とハッキリ対立している。大多数の労働者、国民を一層の窮乏におとしいれ、生活をハカイするこれらの政策は、独占資本のかかる"退歩の政策"の直接の結果である。

5、このような反国民的、退歩の政策に真向から反対し、国民の利害の前衛となるのは労働組合であり、労働者である。独占資本が今日最大の力をもって労働者にファッショ的攻撃をかけているのはそのためである。

(二)石炭産業における情勢

1、基幹産業である石炭産業は恐慌の打撃を集中化に受けている。この中にあって国家をも支配する巨大独占資本と非独占との対立は激化し、また独占間においても激しい市場の争奪戦が行われている。

2、かくして昨年中だけでも百数十炭鉱がつぶれ、本年に入ってからはさらに松井炭鉱、日満鉱業等の中堅炭鉱の崩壊を見るに至っている。また大正鉱業の如き地方大手炭鉱すらも経営の危機に瀕している。一方独占の集中度は加速度的に高まっている。

3、当面、外国炭の輸入問題は一見国内独占資本と米国石油独占資本と利害が対立するかの如くみられるが、根本的には国内石炭の生産を大手に集中することにおいて一致する。

4、生産制限のための不況カルテルについても一応現段階においては独占資本はこれをチュウチョしているが、時期がくればやがて急速にカルテルの成立をみるであろうことが予想される。ここにおいても非独占は絶えず危機にさらされている。

☆大之浦労組　教宣部☆
1954·6·1

5、高炭価問題（独占価格維持の問題）は最近影をひそめているようだが、この問題はもちろん解決されたわけではない。否、現在の独占資本々位の価格政策の下においては根本的な解決は期待されえない性質のものである。コスト引き下げの口実その他のために絶えずこの問題が再燃するであろう。

二、基本方針

(一)、職場、居住組織の強化、確立

独占資本の当面のすべての政策は「合理化」に集約される。従って「合斗」という特別な斗争があるのでなくして、当面の一切の斗争の要求、基礎がここにある。また企業整備は従来から引き続き現在も行われており、今後もさらになし崩し的に強行されてゆくことが充分予想される。従って、従来からある職場、居住の日常斗争を遥かに強化、確立することこそが合斗の基礎である反合の中心は飽くまでも職場におかれねばならない。

(二)、画一斗争の排除

われわれの戦略の重点は反独占包囲陣の形成にあることが情勢分析から導き出される。そこで戦術的にも巨大独占資本たる大手と、それ以外の会社における斗いは自から異らざるを得ない。

(三)、斗争目標

企業整備のあらわれ方は一様ではない。首切り、配転、休廃山、操業短縮、切羽、坑口の集約、賃金遅欠配、基準外労働の制限、福利厚生費の実質的引下げ、その他さまざまの方法であることに変りはない。われわれは生活を守り、権利と自由を守るために、断乎としてかかる非合理きわまる合理化政策の一切をはね返すまでねばり強く斗わねばならない。

三、具体的な斗いの構想

(一)、企業整備をくい止める斗い

1、平和経済政策の推し進め

独占資本の戦争経済政策に対してわれわれは従来から平和経済政策を掲げてはきた。しかし遺憾ながらそれは現実具体的な斗争に結びつかなかったことが自己批判される。資本家的合理化、企業整備をわれわれに押しつける独占資本の「退歩の政策」を大きく打出さねばならない。あらゆる手段を通じて行われる独占資本の宣伝によってアキラメさせられ、シブラかされることなく斗いに勝利しうるためには、右のようなわれわれの確信が組合員の一人一人のハラにしっかりと収められることが絶対に必要である。かかる打出しによってのみまた合斗が国民の支持をうける斗争たりうる。

2、重油、外国炭輸入反対の斗い

重油、外国炭の輸入問題に対するわれわれの態度は前記「石炭産業の情勢」からしてすでにあきらかである。すなわち、重油、外国炭の押しつけ輸入反対である。この反対斗争の推進によって問題の解決を期待することはもちろんできないが、方向としては正しい斗いであり、企業整備をくい止める斗いとしての意味をもつ。この斗いは非独占資本との共斗すら可能である。

3、政党関係と緊密な連繋をとり、政府関係に対し重油及び外国炭輸入制限による有効需要の増加をはかる諸活動を行う。

4、金融引しめ緩和のために政府並に中小企業者とも連絡提携し、金融機関及び政府に対する活動を行う。

5、地方自治体（道県並に市町村議会）に対し、前記3、4項及び総合的な対策等を議決し、推進するよう活動を行う。

6. 平和経済推進のため総評を中心とする「平和経済国民会議」に積極的に参加し、具体的指導の推進を行う。

(一)、企業整備をハネ返す斗い

1　個々の具体的な条件を無視し、さらに敢えて敵を結合せしめるような画一的な斗い方は正しくない。敵同志の間の対立を十分に利用せねばならない。巨大独占会社に対しては、その企業連のみならず全組織をも挙げて集中的な攻撃を徹底的に加えねばならない又独占間の対立を衝く戦術をも考慮すべきである。

2　然しながら経営破綻に瀕している中小炭鉱を除いては独占、非独占を通じていづれも後記のような斗争態勢を確立して職場大衆を基礎とする実力行使によつて斗うべきことはもちろんである。

3　破綻に瀕している小炭鉱においては、組合の力が強く、且つ再建の見透しがつく場合においてのみ、共同管理、生産管理方式も敢えてとらねばならぬ場合もある。なお、中小労組の地域的結合、合同の推進は緊要である。

4　日満鉱業のごとき中堅炭鉱、大正鉱業における如き地方大手の場合における経営危機にたいする対策は、右の2の方針に従いつゝ、具体的条件に応じた、適切な弾力性ある措置がとられるべきである。

(二) 中小炭鉱対策

特に中小炭鉱の実態は目に余る悲惨なものである。もともと石炭不況の原因は、需給のバランスが失われているところにあるとはいうものの、かてて加えて昨年来より急転した政府のデフレ政策の波を被つて、その致命的な弱点であつた金融面の行詰りが、急速に露呈した中小炭鉱に対し、市中銀行の融資はおろか、手厳しい前借の取立てが迫つている。最近においてはものすごいダンピングが行われ、市場には価格カロリー当り三〇銭に下落したものもある。

1　具体的な現地指導

(1)　官労資協議会をひらいて諸問題を検討する。北海道地方に於て設置され、成果をあげているので他地方でも設置するよう努力する。

(2)　中小炭鉱における封建性をうち破り、収奪よりまもる。このため

イ、一炭鉱だけの斗争にとどめず、中小労組の地域的な結合をはかり、また合同による組織をつくる必要がある。

ロ、この場合、日鉱系および中立組合との下からの共斗をすすめる。

ハ、資金、資材の獲得のため、経営者をべんたつする。

ニ、石炭の販売あつせんを地方自治体（道、県、市、町、村）に働きかける。

2　経営参加の方法を公式的に打出さない。

イ、中小炭鉱の経営参加は、通常まがりなりにも経営をしているところは、組合に参加させない。

ロ、現状のなかで経営参加させる会社は、赤字と借金で休廃山寸前のようなところで、経営切抜けのため組合の反撃をさけ、首切り、賃金引下げ、未払賃金の棚上げを行う。

ヘ、しかし起つてくる現象と実たいに応じて組合の力が弱く、かつ再建の見透しがつきさらに共同管理方式をとる場合は、戦術及び斗争を指導する。

3 前項の方針を推進するために

イ、中央、地方に中小炭鉱特別対策委員会を設置する。

ロ、中小対策委員会は、中執委、藤岡、山の辺、各地方中小対策関係者各一名、政治局員で構成する。

ハ、必要に応じ本部に於て中小対策の検討及び行動をする。

ニ、地方対策委員会は地方本部ごとに設置する。

ホ、地方対策委員会は、地方の中小対策を行う。

ヘ、中小対策委員会の結論は中央、地方の企斗委にもちこんで闘争の方針とする。

4 組織図

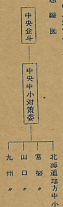

四、斗争機構の確立について

如何に精緻な理論も斗いの方針も組合員一人一人か家族も含めて斗争指標のもつ意義を充分に理解し、且つ高度な斗争意識に基く行動力を身につけ「斗争体として結合」されていなければ単なる効能書であり、服用されない処方箋である。

「斗争体として結合」すなはち、斗争機構は日常不断に職場に組織されていなければならぬ。

「企斗が始まるから組織して」とか「賃斗が始まるから組織しろ」ということではその斗いは勝ち抜けぬ。日常職場、居住に生ずる労働条件の切下げ、職制支配の強化など「なしくづしの合理化」に拱手傍観することなく、大衆討議の中から決定した要求をつきつけて斗い続けることこそ「斗いの自信と確信」をもたらすものであり、始めて企斗、賃斗を斗い抜くことができるのである。

㈠、斗争機構の確立と整備充実

昨年の賃斗を通じて大衆斗争の基盤として各支部の斗争機構の組織化を賃斗二九号指令したが、今やこれらの組織は解散しないまでもその機能を恐らくそう失していると判断される。従つて早急に整備或は設置することが必要である。

1 資本別組織並に各支部は早急に斗争態勢を確立する。

訓練された指導者群を中心として職場斗争組織の確立と、この指導者を通じての統制力の強化を図る。

2 職場単位に職場斗争委員会を設ける。

現場に於ける職場の圧迫を排除し、果敢なる職場斗争の推進力であり、組織である。

3 居住地別に地域斗争委員会を設ける。

現場に於ける作宣活動や討議を補うと共に、大衆行動の組織化、権利斗争の基礎となる。

4 行動隊の編成と訓練を行う。

斗争の激化に伴い「官憲の介入」「切崩し」は明らかである。青年層を結集し行動意識の育成と行動の訓練を必要とする。

5. 指導委員会の設置と交換オルグの実施

各地方本部毎に指導委員会を設置し指導に当る外各支部相互にオルグを交換派遣し態勢確立を期する。

6. その他

イ、県労協結成並に育成強化
ロ、職場共同対策委員会の設置
ハ、地評（各地協）の共斗委員会の設置
ニ、各種団体との連けい強化（政党地方支部、農民、中小商工団体、地方議会等）

7. 斗争機構図

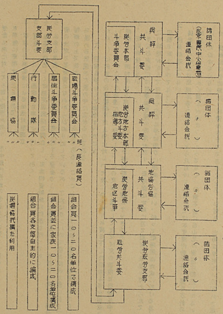
諸団体（総評・農民・中小企業者）連絡会議
総評共斗委
炭労本部斗争委員会
諸団体（〃）連絡会議
総評共斗委
炭労地方本部指導斗委
諸団体（〃）連絡会議
地協労協共斗委
炭労地協地区斗争
諸団体（〃）連絡会議
炭労職労支部
職労共斗委
炭労支部
支部斗委
職場斗争委員会
居住斗争委員会
行動隊
炭婦協
班（長・連絡員）
〃〃〃
組合員一〇～二〇名単位で構成
組合員並に家族一〇～二〇名単位構成
組合員各支部自主的に編成
炭婦協機構を利用

各地方本部、各支部は本要綱にもとづき　月　日までに斗争態勢を確立すると共に要綱具体案を作成し、組合員に対する徹底を期すること。

（二）　大衆討議

大衆の意志を統一し斗争態勢を堅持し、斗いをおし進めるために家族を含めて時と所とを選ばず、出来るだけ職場大会（班ごと或は数班合併）炭婦協、行動隊の集会などを持つ必要がある。これらの集会の中で、①組合よりの指令、指示の徹底　②斗争経過報告　③賃金要求、日常要求の討議し集約　④組織防衛について　⑤斗いの技術的研究、等すべてのことが消化されねばならない。

（三）　職場・居住班長の教育

職場斗争を完全に行うためには適時斗争班長の教育を行う必要がある。教育の内容は各班の任務、職制に対する大衆闘争、連絡、報告のやり方、各自の要求の出し方、指令指示の徹底、保安斗争と他の斗争のやり方など各職場居住に即応した現実的なものでなければならぬ。また行動隊を中心とするピケ練習も適時行わねばならない。

（四）　教宣組織の確立

大衆斗争の力は敵の野望を粉砕する正確な情報と徹底した教宣活動から生ずる。従って徹底した教宣…一人一人に親切に万辺なく、かつ階級的な意識の昂揚が行われねばならぬ。教宣組織はそれぞれの支部の実情に応じて確立されることは勿論であるが、職場居住の斗争班長を底辺として教宣行動隊（職場＝坑内外教宣班長、居住地区教宣班長）を含み、支部の教宣部担当執行委員を頂点とするピラミット型の機構が必要であり、常に正確迅速に伝達し得ることが必要である。

情報宣伝教育機構図

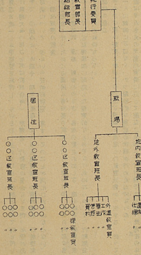

各支部は　月　日までに情宣機構の確立、整備を行い、教宣の徹底を期すること。

五、生活対策の確立

1. 生活対策の根本的解決は労金の活用と離職資金の積立に俟つ以外はない。労金活用に対しても自ら限界があり、市中銀行預金の労金えの切替えと組合員による積償金積立を早急に実施することである。

2、家庭の計画経済による生活対策確立

3、資金カンパの計画樹立を早期より行っておく

4、生協組織若しくは指定店販組を確立し、生活物資斡旋の計画を行っておく。

5、斗争の進展に伴い、特定の支部に対する資金カンパの必要が生じる。大部分の支部は組合の機関の決定で経常費のなかからひねり出しているが、これはカンパの必要を組合大衆に訴えてその理解の上で拠出を求めることが必要である。このことによって団結の意義が理解され巾広い斗いを進める気運が大衆の中に広まるのである。

六　日常斗争として実施すべきこと

われ〳〵は昨年の企業整備反対斗争に対し「大衆にがッチリと根を下した日常斗争が組織されていなかった」ことを卒直に自己批判した。この反省を基として我々は次の事項を日常斗争として組織し、何時如何なる指令にも対応でき得る態勢を確立すべきである。

1、職制排除の斗い

いまなお炭鉱には封建的思想の残滓があり、職場居住地域に於て職制の圧迫が加えられている。この排除がなくてはあらゆる斗争は強力に組織されない。従って職場居住地域における身近かな問題を取り上げて斗う。

2、請負給廃止の斗い

請負給の廃止は職場斗争の中でかちとられねばならぬことは本年度行動方針・賃斗方針のなかで明白である。しかも賃斗が始まってからでなく、日常不断に各山元の実態に即応した斗いがつづけられねばならない。

(1) 請負給は労働強化、低賃金のテコであることを、災害率、出勤率等実たいのなかで組合員に徹底させよ。

(2) 会社の保安サボをつきあげ保安遵法斗争すなわち保安法の完全実施、休憩時間の厳守、残業拒否等現場の実たいに応じた斗争を指導せよ。

(3) 試験切羽には操作を作らず、固定給を獲保せよ。

3. 生産制限（操業短縮）に対する斗い

今后大手、中小を問わず企業合理化の方法として生産制限が実施されることが予想されるこのことは直接労働強化と生活の破かいを強制するものであり、われわれは左記の日常斗争を通じて徹底的にこの企図を粉砕する斗いを組織しなければならない。

(1)、全員完全就労獲得の斗い。

(2)、大衆動員による操短撤回の斗い。

(3)、請負給制度撤廃による操短撤回の斗い。

4. 諸法規の完全実施を保安獲得の斗い。

資本家の保安サボを徹底的に摘発し、保安遵法斗争を常時推進する。このため職場斗争委員会に於ける常会を開催し職場要求として斗うこと。

5. 自然減耗に起因する労働強化排除の斗い。

労働密度の増大を排除するため、労働強化－過労－災害の道を排除する保安斗争を推進する。

6. 配置転換に伴う作業条件悪化に反対する斗い。

合理化推進のため一方的坑口集約や自然減耗に伴う配転による労働強化反対のために充員斗争を推進する。

7. 福利厚生充実並に切下げ反対の斗い。

実質賃金切下げのために資本家の常長手段としての福利厚生費の切下げに反対し、進んで充実するために居住斗争委員会で要求として「たゝみよこせ」等の斗いを組織して斗う。

8. 臨時夫、組夫等の直轄夫切替のための斗い。

組夫の組織化のために話し合いを進めると共に、組合員に対して臨時夫、組夫の労働条件が自分達の条件を切下げる要素として利用されている点の教宣の中から大衆斗争により斗いを進める。

9. 情宣活動の徹底

教宣が徹底する第一要件としては教宣を組織的に行うことが必要で、更に大衆組織のためには、職場、居住地域の各種会合を頻繁に開かなければならない。特に農市民、中小企業者並に地域共斗機関の確立を期し、各種階層職域代表等を組織し、あらゆる機関を通じて教宣を徹底しなければならない。特に教宣活動は口舌によることよりも実際行動及斗争の中から相互理解し合つて行はなければならない。

10、大衆行動の訓練

大衆行動は一朝一夕にして出来るものではなく、また、斗争は一部少数の幹部の力のみで勝つことは出来ない。従つて組合員が一糸乱れさる団結のもとに烈しい斗いの意慾に燃え一人一人が要求を斗いとる信念に徹し家族を含めて友誼団体の共斗のもとに組織の威力を発揮する大衆訓練を行はなければならない。

11、組合員生活実態把握と具体策の立案

あらゆる合理化政策のしわよせのため、労働者の生活実体は窮乏にあえいでいる。

そのため内職→たのもし講→借金（高利）の道を歩み、ついには退職金によつて精算する

ために退職していくという実態、大手特に中小炭鉱においては賃金の遅欠配によつて、さらに追車をかけている実情を完全に把握し、これらを排除する措置を講じ進んで企斗に参加するようにする。

七、戦術の中心点

昨年企斗において斗つてきた戦術については画一的な統一斗争を斗いぬくことは困難であつた。然し大手に見られた如く戦術は職場及び地域を中心として大衆動員の伴う強力なる保安遵法斗争、請負給制度撤廃、人員充足を斗争指標として斗い、職制の圧迫を排してわれわれの力で保安を確保するという意識と自信を得せしめ組合の戦力を確保し、会社に与えた被害は多大の成果を収めた。

然し今年の炭鉱の実情は複雑多岐に亘り、企業整備の規模と性格は企業別各山別に夫々異り然もその時期、方法等についても異つてくる。戦術の具体的方法は保安遵法斗争、時限スト、部分スト、一斉スト、一社重点スト等の戦術があるが、それは各組合員一人一人の斗争意慾の充実と職場及居住の日常斗争による組織力を背景とし実情に即した統一斗争を組織し、保安遵法斗争を中心として大衆行動を伴うあらゆる戦術を採用しなければならない。

八、共同斗争組織の確立

1　共同斗争の必然性

われわれ石炭産業の労働者が企業整備による低賃金、首切り、労働強化、強制配置転換等の深刻なる労働不安に直面していることは、独占資本の搾取と反動政府の石炭行政の失態のあらわれであるが、このことはアメリカの軍事支配につながる反動勢力が労働者を犠牲にし、日本経済の軍事化を強行して独占資本の再建を進めていることによる。このあらわれは電産、鉄鋼、造船、繊維等各産業にも企業合理化が進められつつあり、すでに中小企業者の不渡手形が累増してつぎつぎと倒産しつつあり、農民、漁民、市民その他日本の労働階級すべてが危機にたつている。したがつて勤労階級の利益を守るための共同斗争の意義は明確に存在しており、総評、革新政党、農民、漁民、市民その他の者も、われわれと共に企業整備反対の共同斗争ができるものであり、この共斗なくしてはわれわれの勝利はあり得ない。

2　共同斗争の方法

中央本部は総評を軸にして各単産との共斗会議に積極的に参加し緊密な提携をはかり、革新政党を動かし、国会共斗を一そう強力なものにして国会、政府に対して企業整備反対の斗争を強力に推進し、平和経済確立のために斗う。

各地方本部及び支部は積極的に地評及び地区協ならびに各組合及び民主団体と提携して、企業整備反対斗争を会社ならびに地方議会に対して強力に行い、首切り、労働強化、強制配置転換をさせないようにする。

ニューズ

2

嘉穂労組・炭労脱退を決定

賛成＝77％で

嘉穂労組では、六月一日午后六時よりの委員会で、「行動方針並に予算案」について審議したが、その審議に当って、嘉穂の組合財政状態、即ちすぐに発表していた一七三万円の赤字や、嘉穂斗争時、福岡労金から借りた二百万円（上部組織未払分）についてどうするかが問題になり、組合費を値上げするか、一時的にも炭労の組織を脱退して組合財政の健全化をはかるかで論争した結果、午后十二時に至り、無記名投票により採決を行った結果

「内部態勢強化のために一時炭労を脱退する」……四九票
「反対」……一二票
「白紙」……一票

で脱退を決議し、規約による無記名投票を何日行うかについて審議、これ又採決で六月二日午前六時より投票に入ったが　午后六時開票の結果

組合員数	二・〇六〇名	
投票数	一・三七三票	六六・七％
賛成	一・〇五七票	七七・〇％
しない	二八一票	二〇・〇％
白紙	一七票	一・二％
無効	一八票	一・三％

以上で脱退を正式に決定した。尚委員会は外部の出入厳禁の中で行われた。

脱退までの経過

嘉穂労組では、前の六三ストの時の裏切り幹部を中心とした反炭労の動きがあり本日の無記名投票を決行するまで両三にわたって脱退の動きがあったが、その都度九本として抑えて来た。

その動きに先の賃斗中にも世江坑の寮生を中心とした脱退の動きがあったが、秘密オルグの派遣等によって防止した。　両三に亘る彼等の失敗は、九本とのつながりをもっていた組合員並に主婦に対する圧力となって表れて来た。良心的幹部が改選によって敗れる状態が起きて来ると共に、執行部内にも、その色はこくなって来た。

今度の脱退のきっかけになったのは、嘉穂斗争時に福岡労金から借りた二百万円の返済について二月頃委員会に提案し、否決されたからである。

更に四月にも、月賦返済計画をたて、委員長に出したが、之も否決された。

その間、組合費は　百七十万円に上る赤字が出てどうにもならなくなって来た。反炭労派は炭労脱退による財政の建直しを主張して来た。

五月二十七日、二瀬労組よりの連絡により、この点が表面化して来たことを知り、五月三十一日中執より直江、九本より浦川副委員長を派遣した。執行部はそのような事はないと否定したが連絡オルグをせん入させた。

六月一日、委員会を開くことを知り、九共斗、九本より現地に急行したが、委員会には入ることも出来なかった。……今次は組合員の利害に訴え、下部から上に盛り上げ、炭労に協力していた人達へ炭婦協・青行隊）は壊滅状態になっている。

1954.6.6

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

ニュース

3

炭労企斗発第四号
一九五四年六月二日

各地方
各資本別　斗争委員長殿
各支部

炭労企業整備反対斗争委員会
委員長　阿部竹松

指導委員會設置の具体的指令

企業整備反対斗争推進の現況に鑑み、炭労企斗発第一号に指令した指導委員会を、左記要領により速かに且つ確実に設立し、運営するよう右指令する

記

一、設置
/、各地方本部毎に指導委員会を設置せよ。
2、指導委員会は、地方斗争委員会の直属の組織とせよ。
3、指導委員会は、大手・中小等区分して構成するものではなく、地方一本として、大手・中小・鉱組を含んで構成せよ。

二、任務
/、指導委員会は、中斗・地斗の指令・指示に従い、企業整備反対斗争の実施および実地の指導を行う。

三、構成
/、指導委員会の委員は、原則として大手、九共斗の各支部から各一名以上の代表者及び中小鉱組等から地方の実情に応じて選んだ代表者若干名をもつて構成せよ。

四、権限
/、指導委員会は、全斗指令指示の実施、指導に当つては中斗と同一の権限がある。
2、指導委員会は必要な場合、支部の機関を招集させる権限がある。

五、運営
/、指導委員会の運営は各地方の実情に応じ、地方斗争委員会できめる。
2、指導委員会の機動的な運営を期するため、地区に指導委員会の出先機関を設ける等は差支えないが、それ等の必要な判断は地方委員会で行え。

六、費用
/、指導委員会の費用は、地方斗争委員会斗争費を以て充当せよ。
2、地方斗争費によつて充当不可能な場合は、費用は支部の負担とせよ。
3、前項/、2の何れかの方法による場合においても、地方の機関をもつて決議決定せよ。
この場合特に炭労の財政窮迫の状態を考慮し、費用拠出に当つての下部の充分なる理解と諒解を求める如くせよ。

七、報告
指導委員会の設置場合、構成（構成委員役職氏名等）委員会議事録、指導経過等は文書をもつて速かに中斗に報告せよ。

八、指導委員会の運営、措置その他について疑義を生じた場合は中斗の指示を受けよ。

以上

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1954.

ニュース

34

29年度
上期

定期総会終る！

6月20〜22日
五坑会館

行動方針・上期予算を決定

—一日延長して慎重論議—

我が大之浦労組が本年はどのように行動を進めてゆくか、そしてその裏付けとなる予算はどのように決めるか、ということは炭労大会、九炭労大会の報告の確認、昨年下期の決算報告の可決々定と相まって会期一日延長の上慎重審議がかわされた。

もとより石炭企業の不況、またその波が大きく吾々労働者にシワ寄せされつゝあるとき、矢張り代議員の中には、もろ／＼のさくそうした心理状況にあることもいなめないこと乍ら、われ／＼はあくまで「生活を守る」斗いに力を結集せなければならないという空気が行動方針、上期予算の審議決定に当ってもみられた。

また、期末手当斗争、企業合理化による人員配置転換処理の問題として「実力行使」を戦術委員会に一任することも、記名投票により絶対多数をもって決定せられた。

上期予算についても、小委員会案通り緊縮予算を可決、斗争費は昨年下期通り徴収することを認めた。

殊に今期は多年の懸案であったニュースカーの購入が決定したことである。この資金については各支部手持資金より一人当り一〇〇円を支出、不足分を本部手持資金より充当することになっている。

新喜井田坑の不足人員充足のため七坑閉鎖に伴う人員配置転換は、会社提案の趣旨が報告され。組合としては目下資料を蒐集中で検討の段階にあり、戦術委員会では結論は出ていない旨の段階をかくにんし、戦術戦略を斗争委員会に一任した。

最後に代議員会、総会に九八％以上の組合運動協力者三十名に対して表彰状、並びに賞品をおくりその労をねぎらった。

ともかくにも、本大会は行動方針審議に丸一日を費し白熱的論議が交され、予算についても小委員会で詳細検討された上のことであり、これを実施面に移すわけであるが、新規採用なく、自然減耗をたどる現在、組合員は減少の一途であり、従って予算についてもこのまゝの実施は困難性が見込まれ、補正予算の措置も含まれてのかくにんであった。

また報告事項の炭労、九炭労大会報告も審議不足と報告のズレが論難されたが、執行部及び出席代議員の自己反省の資となった。

（なお、行動方針、予算については別途お知らせする予定）

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1954.6.26

ニュース 5

「首を切られて何処へゆく　沈痛な空気、會場に満つ」

貝島鉱組の臨時総会を傍聴して　（七月十三日）

七月十三日午後三時より貝島鉱員組合の緊急臨時総会が貝島技術鉱員養成所に於て開催された。議題は云うまでもなく会社より十二日に三役を招致、首切り内示に基く斗争態勢確立のためであった。また基本方針も決定するとのことであった。

議長団　西五坑芥口氏（勤労係）　新坑高橋氏（坑内係員）

斗争は短期決戦を有利とする情勢分析の上に立ち

１、斗争委員会の設置＝中央委員会を切替える

２、交渉委員団の決定　三役と各支部長、各支部より他に一名　計十七名

３、斗争委のなかに戦術委を設ける。

４、スト権含む戦略戦術を斗争委に一任する。

５、交渉委員団を即時決定したい。会場に於て支部別銓衡が行われ、次の如く決定した。

組合本部　三役（矢島、石田、村里）

本社－徳永、松山、　二坑－今村　堤　新坑－川崎、寺下、　五坑－田中、浦江

西五坑－牧、野口　六坑－篠熊、井上　病院－松尾、鴨川

６、教宣方法、機関紙によるよろん喚起、家庭主婦との一体化、意識的に斗争をみだしたものは除名などの統制処分に付す。

また、我が労組より横田組合長の激励のメッセージに対し、矢島組合長は謝辞をかねて、大之浦労組とは密接な連けいを保ち、有効的なる間接的な援助を物心両面から乞う旨の挨拶があった。

今次の反対斗争をから抜くため組合員一人宛百円の斗争資金拠出もかくにんされた。

最後にスローガンの採択に入り、満場拍手をもって次の如くかくにんされた。

１、首切りよりも高級人事の沈滞打破

１、吉田反動内閣打倒　１、不況のための合理化は先づ経営体制の確立から

１、炭鉱鉱組の結集強化　１、組合員を失業から守れ

１、労仂者の一方的しわよせによる不況対策反対

１、人員整理を団結でハネ返せ。　１、鉱員退職金の即時引上げ。

おもえば一昨年の賃上げ六三ストを批判して炭労を脱退した貝島鉱組が主導権を握って炭鉱連という中立の上部組織を作った。主として貝島、麻生を主体に中小を糾合したが、今や中小の崩かいで組織の発展を阻止された炭鉱連、尚又、貝島に於ても組合長の改選もあったし、六三スト後に於ける貝島鉱組の一大試金石であろう。

吾々は労仂戦線統一のみが労仂者の強固な斗いえの基盤となることを想うにつけ、同一資本下に仂く者として、職制の差はあっても、組織は異なれど、今次首切り反対斗争を果敢に斗い抜かれんことを祈ると共に、可能なる限りの支援をおくることはやぶさかではあるまい。

総会に於ける論議は活溌ではなく、沈痛な空気は会場を圧していた。

十二日会社より内示されたものは　組合員八九〇名、非組合員一六二名の二〇%～二五%

十四日の団交で明確にされる

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1954.7.14

ニュース

7

耺員一九〇名に首切り……

―会社、耺組に整理発表―

耺組に支援の斗を!

炭界不況のシワ寄せは遂に耺員組合にも波及した。働くものとして最大の非劇である首切りという大ナタが吾等の頭上に打ちおろされたのである。　耺を奪われる。生活权をハク奪される!?それは耺組といわず吾々働くものにとって共通した関心事である。

矢島耺組々合長は「首切り程吾々耺員にとって非劇はない。肉体労仂をしていないものとしての悩みは、明日からの生活の糧を求めることすら困難である。首になったからといってすぐ耺もあるわけでない、それだけに耺員のもつ悩みは大きい」と。

今や!人員整理を契机として耺組は大きな転換期にきているのではなかろうか……

こゝで耺員が階級的にめざめ、自己保全策にこだわらず斗う意欲をもっとするならばそれこそ、耺組のもつ悩みは全てにおいて刷新されてゆくであろう。しかし乍ら今日迄の殻を破らずに斗いを進めてゆくとするならば、斗いは龍頭蛇尾に終るであろう。

こゝに耺組が〃人員整理を契机として転換期〃に立たされている姿が如実に現われている。

吾々は今までの経緯なり、感情的しこりから復雑なものがあろうが　しかし、この際働くもの〃共通の悲劇を最少限にとゞめるためにも〃おゝらか〃な気持をもって彼等の大斗争に支援の手をさしのべよう。

このことから、将来に対しての共斗の姿は可能になるであろう。

七月十四日午后二時四十分より第一倶楽部で「人員整理に関する第一回団体交渉」がもたれた。

先ず　本松専務より炭界の実情からくる貝島の企業状態、引いて長岡重役より整理内容の説明がなされ、今村重役より左記整理案及びこれに伴う条件が提案された。

一、人員　一九〇名整理したい

二、時期　出来るだけ早くしたい（七月二十日頃迄）

三、条件

1．退耺金　事業都合による退耺として基準額に二十五%を加算した額

2．予告手当　平均賃金の三十日分

3．特別加給として俸給、臨時手当、家族手当の合計額を左の基準で支給する。

勤続五年未満の者　二ヶ月分
五年以上十年未満　三ヶ月分
十年〃十五年〃　四ヶ月分
十五年〃二十年〃　五ヶ月分
〃二十年以上　六ヶ月分

4．本年度停年となる者

七月中に停年となる者－従来の退耺金（註今次会社案）の通り
八・九月に停年となる者－従来の退耺金以外に前述特別加給金の十%を加算
十月に停年となる者－特別加給金三〇%
十一月　〃　－　〃　五〇%
十二月　〃　－　〃　七〇%

これに対し　耺組としては　確答を与えず午后五時半散会した。

★同時発行のニュース5号は6号の誤りです。

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1954.7.15.

ニュース

8

“耺組の人員整理遂に大団円”

175名の希望退耺みとめる

── 七月二十二日 団交八回で妥結 ──

七月十二日耺組に対し人員整理の内示がなされてこのかた、団交を重ねること八回、全く精力的に交渉がつゞけられ、人員整理という問題が重大であるだけに、耺組の交渉団は寝食を忘れての敢斗ぶりであった訳である。この斗いで大綱的には最初の一九〇名が一七五名・指名解雇が希望退耺という形に変った。結論として希望退耺予定数に満たなかった場合は、退耺勧告＝首切りということになる。妥結の内容は次の通りである。

一、整理人員は一七五名とし、退耺者の募集期間は七月二六日〜二九日

一、指名解雇はやらない。

一、退耺日付　七月三十一日

一、退耺条件

(1)退耺手当は退耺規定の六二%増し、

(2)解雇予告手当は平均賃金三十日分

(3)特別加給として勤続五年未満は（本給、臨時手当、家族給を含む）の三ヶ月分・五年以上十五年未満＝五ヶ月分・十五年以上二十年未満＝六ヶ月分・二十年以上＝七ヶ月分

(4)七、八、九月に停年となる退耺者には前項特別加給金一〇%・十月に〃三〇%、十一月に〃五〇%・十二月に〃七〇%・来年一月以降は一〇〇%をそれ〴〵加算する

(5)三ヶ月以内に社宅を明渡す者には引越手当を支給する。

尚　このほか退耺金の改訂協定（昭和三十年十二月末日迄）が行われた。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1954.7.24

ニュース

9

石炭鉱業連盟「改組」を通告

〝炭労の組織分断がネライか?!〟

炭鉱独占資本の結集体である日本石炭鉱業連盟は七月三十日臨時総会を開いて、名称を「日本石炭鉱業経営者協議会」と改めると共に、炭労などとの団体交渉の機能を广止、同日から純然たる労働問題の調査団体として再出発することをきめたが、その理由として次の二点を挙げている。

(1)、石炭鉱業が不況に追いつめられたため、個々の企業ごとに労資関係を調整し、企業の建直しを図ることが急務となつた。

(2) これまで連盟と炭労との間に行われた賃金問題などについての統一交渉では、いたづらに紛争を大きくするばかりで、問題の解決をむづかしくする情勢になつたことによる

というのである。

いいかえると、炭労など（などはつけたりである）との団体交渉の機能を、勝手に广止することによつて、炭労の統一交渉の相手は個々の企業であるとの口実のもとに、統一行動そのものを分断して、首切り、賃金引下げ、労働強化、労働条件の引下げなどを押しつけようというのが、彼等の真実のネライである。その証拠には従来までの事務理事早川勝が引続き新協議会の事務理事に居坐りをきめており、仕事も炭礦の労務管理、賃金制度、労務者の生計費などについての調査研究に重点がおかれているからである。

新協議会の発足と同時に事務理事の早川は、七月三十一日に炭労本部に来て、連盟が協議会に改組すると共に、炭労などとの団体交渉の機能を广止した旨の挨拶を行つた。

これは炭労の組織分断の宣戦布告もしくは、挑戦ともいうべき性格をもつた挨拶と受けとるべきものであろう。

もちろん敵のこの挑戦に対するわが炭労の回答は〝強固な行動の統一ノ統一斗争〟を具体的に組織化してことであろう。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1954.8.10

~~労報~~ ニュース

10

九月末結成を目途に……
青年戸の結集体作り順調

―九月六日＝第三回準備委員会―

大之浦労組の青年戸の育成強化については、こゝ数年来その必要性が痛感され、組織化が叫ばれていた。　昨年も一昨年もその組織化に手を染め乍ら有名無実に終った。本年こそは是非共これが具現をみたいという声がぼうはいとして起り、労組も一九五四年度の行動方針となし、先ず各支部から結成準備委員の選出を乞い、八月十~~六~~七日午后五時から本部準備委員会を労組本部会議室で開き、結成準備に第一歩を踏み出した。

第一回の会合は、労組側より三役、各支部長、竹下教宣部長が出席、本部準備委員として――藤井操（本社）　秋野富吏、桐瀬和夫（二坑）　井上善吏（新坑）　荒井孝昭、山田皇作（五坑）　上岡茂国、吉平稔（西五坑）　神田昭義（六坑）　の九氏が出席、横田組合長　竹下教宣部長の挨拶につゞいて左記の議題に入った。

1、青年の現状分析について
2、青年の組織化について、
3、準備委員会の性格について、

以上の点について忌憚のない意見の交換を行い、その討論の中から、所謂、労組が青年の組織を利用する利用されたではなく、大之浦労組々合員としての資格に変りはないので、若い人は青年として生活を楽しむため、スポーツ、或は文学のグループを作り、自主的にチームワークをとり、それを通じてお互が大之浦労組の組合員として各々の生活を守り、巾広い共通の趣味を生かし、教養を高め、明日の大之浦労組を担う基盤となるための情熱を結集してゆくという結論に達し、一ケ月の準備期間をもち、本部準備委員会の意見を集約、更に支部で検討する。―準備委員の任務は結成大会迄とするということに決定した。

当日の結論は文章化して、二十三日午后五時よりの第二回準備委員会で検討することになった。

第二回準備委員会は八月二十五日（臨時総会のため延期）午后五時より本部会議室で労組側より三役、竹下教宣部長、寺戸支部長（他の支部長は一斉斉会などのため欠席）、準備委員として、藤井操、西山英雄（本社）　荻野富雄、桐瀬和夫（二坑）　井上善英（新坑）　中光　一（五坑）　上岡茂国、吉平稔、菱昭信（西五坑）　内田勝、神田昭義（六坑）の十一氏出席の上開催した。

先ず　第一回準備委員会の結論をプリントにより逐条審議を行い、組織化の基本理念、準備委員の任務、期間を確認、支部準備委員会に諮ることになった。

なお、年令の点については論議の結果　一応満二十七才以下の在籍者とし、男子は未婚、既婚を問[illegible]事情もあるので未婚者に限ることゝした。

954.9.6

大之浦労組
教宣部

11

《竹下教宣部長より大会速報第一信》

デフレ下の賃斗を如何にかち取るか！

緊迫の中に炭労第十一回臨時大会開かる！

炭労第十一回臨時大会は　九月二日午前十時半より、札幌市民会館で開かれ、代議員一七八名（定員二〇二名）が参加、緊張した空気の中で大会の幕をあけた。
会場には代議員のほか各山元組合員並びに炭婦協など傍聴者約八百名がつめかけ、熱心に大会の論議を見守った。

大会第一日は　代議員、傍聴者全員の労働歌「民族独立行動隊の歌」の合唱ではじまり、議長団に松本力男（北海道茂尻）山下一二（九州三井三池）佐々木正男（北海道明治庶路）の三氏を選出、　冒頭　太平洋炭砿のガス爆発犠牲者三十九名に対し大会追悼文、見舞金カンパ（任意）、会社への抗議文送付などを決議して一分間の黙とうをさゝげたあと、大矢道炭労委員長が札幌大会の歓迎あいさつをのべたのち、阿部委員長は「炭砿労働者の生活は日々苦しく今後の見通しも暗い、これを打開するための組合員の団結で統一斗争を推進するほかない」と、あいさつを行った。

ついで高野総評事務局長、小林日教組委員長、横路、多賀谷、岡田各代議士ら来賓のメッセージがあって　午后〇時三十分一たん休憩。
午后は凍原事務局長から中央一般経過報告、各地方本部代表より地方斗争報告がそれぞれあり、午后三時すぎ第一日を終った。

註　三時終了したのは会館使用が三時迄に限定されたゝめ

尚　大会役員として当貝島より資格審査委員長竹下教宣部長を選出した。
明三日の第二日目は一般経過報告、地方報告の質疑及び十月以降新賃金斗争の件に入る。

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

4.9.7

ニュース
12

炭労札幌大会

九炭労情報より

会期一日延期
着々整う斗争態勢

大会第二日目（三日）は昨日の中央・地方報告に対する質疑応答の後、日鉱室蘭の首切り反対斗争支援の緊急動議がだされ各支部から激電と激文・会社並三井銀行に対しての抗議文・任意カンパを決定した。

○賃斗方針に対する質疑は
(1) 前段斗争についての指令权　(2) 交渉方式
(3) 労協との関係　(4) 期間延長について
(5) 斗争方針は大手が主で中小に対する関心がうすい――この五点が主であった。

午后これに対する討論に入り
※交渉方式・ブロック編成・期間延長・斗争委員の選出・要求書の五点について小委員会附託となった。
※小委員会の編成
九州八・北海道六・山口常磐夫々四で四日午前九時よりひらく

○主なる意見
○八・五・一のブロックも一回きりでやれ
○中部に三权を委譲せよ
○大共斗からだす中斗については拡大中斗委員会として非常駐とせよ
○期間延長については大会できめるべきだ
○前段斗争を明確にせよ
○職場斗争・オルグ活動・中小の斗い方を具体化せよ
○取組対策がないが明確化せよ
○総評対策として来年三月を目標に政策変更のゼネストをやろうといっているが総評大会を炭労の名において要請せよ
○情勢分析が甘い。敗北主義をおしつけるような情勢分析しかしていない
○地域共斗を具体化せよ。この中で資本別のエゴをなくすため中斗の戦術を定期的にやれ
○全炭鉱との共斗態勢を打ちだし労仂プランをたてよ

以上の意見をくるめ、賃斗予算も小委員会附託となり大会期間を一日延期することになった。

三池労組の大会代議員は途中近江絹糸斗争・支援のため五万円のカンパと近江の同志にメッセージをのべ札幌大会に出席した。

三日目　八・五・一ブロック交渉方式確認
賃斗方針は小委員会で討論

大会第三日目は、中斗提案の期末斗争方針、選挙斗争方針、組織対策原案を万場一致で可決した。賃斗方針については、昨日構成された小委員会で討議された。交渉方式は八・五・一のブロック編成が確認されたが、その他の事項は引続き四日目も討論が続行される。

中小対策について

一、中小炭鉱の代表者を中央によんで討議検討したうえで、座りこみ中央官庁えの陳情、実態アッピールなど活発な活動に入る。（具体的なスケジュールは大会終了後、中執が帰京しておこなう）
二、具体的活動については一切中央の指示により行う。
三、中小炭鉱救援カンパを一人当り二円、九月末までに納入する（一の行動費もこの中から出されるので、中小支部も納入する）
四、千俵を目標に救援米カンパ運動をおこす。（従来カンパした以外、新に組合員一人当り三合のカンパ）
五、カンパ米の送り先その他は追って指示する（中央の座り込み員の主食もこれでまかなう）
以上を決定した。

保安の総点検運動を……
―大平洋副委員長は切々と訴えた―

坑内ガス爆発で三十数名の犠牲者を出した大平洋労組の副委員長は、大会で大要次のような報告を行った。

大平洋では、ガスは一・五%しかなく当日も安心して作業していた。ところがあのような大爆発が起った。一・五%のガスは大ていのヤマにある。従ってどこの炭鉱でもこのような大爆発が起るキケンのあることを示すものである。われ〱はこゝで坑内保安の総点検運動を展開すべきである　これこそ大平洋の犠牲者にむくいる道である

1954.9.8

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

ニュース

13

全議案終了　斗う方針決る！

―職場，居住区の斗いの中から大衆討議を―

―九炭労情報―
大会第4日

炭労結成以来始めて炭鉱地方で開かれた中央大会は、三井美唄・三井砂川・住友赤平の職場コーラス隊の合唱とゝも開かれ、北海道地方の同志が連日八百名から千名もつめかけて、身じろぎもせず熱心に代議員の討議を傍聴し、中央大会を地方で開いた意義と目的を予期した以上に果して予定より会期を一日延長し　五日全議案を終了して大会の幕を閉じた。

大会第四日目は　自由労連問題、労組法改悪反対斗争方針・賃斗方針小委員会の結論などが討議決定された。

自由労連について．

第十回大会で懸案となっていた問題であり相当数の支部が討議をして大会に臨んでいた。中執は現段階で脱退等の組織問題を論議することは、マイナスになっても大してプラスの面はない。世界労連、自由労連をとわず労働者の国際会議等には積極的に参加し、それらの資料をどしどし支部え流して　国際的な労働者の連ケイと階級的にどのように深めていくかということが当面の問題である。従って組織問題は来年度の定期大会で論議するという提案が確認された。

労働法改悪反対斗争

敵の意図する労働法改悪の特徴点を要約すると　①争議権の抑圧　②個々の労働者に対する恩恵的な福祉対策　③組合の破カイまた組合無用論反組合意識を助長する

敵が労働法を改悪しようとする意図は独占資本のために「貧乏人はますます貧乏に、金持はますます金持に」という経済政策を推進するためである。労働政策は経済政策と表裏一体をなすものである。

このような認識に立って斗いを進める斗い方は当面の主要な斗いを徹底的に斗い抜くことである。

一、職場、居住区における組合員の自由と権利をまもる斗い。並びに組合としてのそれらの組合活動の自由と権利を守る斗いが活発に斗われることなくしては、それらの自由と権利が侵されるのを防ぐ抵抗を組織しえない。

二、敵の労働法改悪の意図、労働政策を徹底的に宣伝啓蒙し、悪法反対の斗いは権力に対する斗いであることを明白にする従って個々なる職場斗争の積上げは賃斗企斗にはなり得るが、権力に対する斗いに発展させるためこれらの職場、居住区の斗いの中から質的に変化させ、権力に対する斗う意識を十分にうえつけなければならない。

三、反対斗争は巾広い統一斗争え発展させなければならない。国民的な抵抗の展望と発展の芽をもった労働者の階級的な統一斗争を組織しなければならない。またこの斗いは個別資本に対する斗いでなく秀れた階級的な斗いでなければならない。

国会え政府が改悪案を上提するのは、与党勢力が強く通るという見通しがあるからである。だから院内斗争のみに頼ることは明らかに誤りである。院外の階級的な統一斗争が院内の斗争に結びついたときに始めて悪法反対斗争が成功裡に斗われる可能性が出てくる。

以上のような提案がなされ満場一致決定した。

賃金斗争方針

昨日に引続いて小委員会は討議を続行、その結論を大会に上提満場一致で決定をみた。その特徴は、

一、賃金の協定期間の延長について、自動延長とするのでなく経過措置とする。

二、原案の中斗委員の構成に地方代表で選出した中斗委員を次のように新に加える

九州　四名　山口　なし
北海道　三名　常磐　一名

なお賃斗に関連し、総評臨時大会を早急に開くようにして、ゼネスト体勢をとるようにという意見が出されたが、これに対し上からの決定によるゼネストはナンセンスである。

職場から積上げた共斗体勢が何より大切だもし単産の賃金斗争のために大会が必要ならば、賃金共斗の大集会を東京でもつようにしたらよいなどの反論が出て採決に至らなかった。

〝つゞく〟

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1954.9.8

試案とその決定

【第一号試案】
「賃斗方針」は前記の通り協定期間、中斗の構成が一部修正されて決定した。「賃斗予算」は大手十一円が十二円と修正され、その他は原案通り決定した。

【第二号試案】
「期末手当斗争方針」は原案通り決定した。

【第三号試案】
「組織強化確立」は原案通り決定した。

【第四号試案】
「斗う財政確立」は原案通り決定、なお救済、遅延斗争補正予算は原案通り九月以降来年一月まで組合員一人一ヶ月当り五円が決定。

【第六号試案】
「中小炭砿労仂者救援」は組合員一人当り三円のカンパを九月末までに納入することを原案に追加決定。

【第七号試案】
「労仂法改悪反対斗争方針」原案通り決定

【日鋼室蘭斗争支援】
各支部は激電、激励文を組合え、会社及び三井銀行（日鋼は三井系）え抗議電報、抗議文を発送する。また各支部は任意カンパを行う。
炭労より一千万円の融資を行う。

中国より婦人代表招ヘイ

＝炭婦協・北会長推セン決定＝

中国より婦団連に対し婦人代表の招ヘイがあり炭婦協に一名の推セン方の依頼があった。
大会と共に開かれた炭婦協幹事会で北会長（福岡）を推センすることを決定した。

以上

ニュース

15

みんなで斗いを組みたてよう!!

炭労第十一回臨時大会報告は

19日の臨時総会で——

十月以降新賃金斗争を主体とした炭労第十一回臨時大会も九月五日閉会となり、直ちに斗争態勢を整備し明日からの行動を組みたてねばならない。

炭労大会代議員も十日夜帰山、十一日午前九時より斗争委員会を開催、炭労大会の報告を行うと同時に、総会対策について種々検討した結果、——大会報告書の作成が早くて十四、五日になる、資料を配布し代議員各位に事前審議期間を三日間見るとして十七日か十九日しか総会を開催することが出来ないという結論に達した。

その後本部としては、尚検討期間を要するため、十六日再度斗争委員会を開催しなければならないということで、十七日開催は連絡その他を勘案して若干無理である、特に通常日開催するとするならば、どうしても二日間は考慮せねばならないということで、十九日（日曜）午前九時より開催することになった。

一刻も早く開催し、代議員各位の検討を願わねばならない段階であるが、以上の理由で十九日開催することに決定したので、代議員各位の御了解と御協力を願いたい。

臨時総会開催

日時　九月十九日㊐午前九時より
場所　五坑会館
議題　炭労第十一回臨時大会報告
　―新賃金斗争の件、その他―

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1954.9.14

ニューズ

16

どんな斗いでも賃斗に結びつけよう

住友忠隈

耺場斗争は第二段階に入る

住友忠隈では坑内工作、坑外も諸工場労仂条件獲得のための強力な耺場斗争を展開中であったが、九月四日に五五項目にわたる各耺場の要求をまとめ会社に提出し、これに基いて団体交渉をもつことになった。

今度の賃金斗争が前段斗争を通じて強力な基盤の上で斗われることが決定されたが、忠隈でも各耺場の各居住区の一人一人の要求を会社につきつけ、自分自身の要求を斗いとるため居住区では炭婦協が中心になってこれをまとめあげている。

この要求完遂のため、又われわれの周囲に溢れている不満や要求を後から後から押し出し、この斗争を守りながら、地域から、耺場からさらに発展させ、これを賃斗に結びつけ、最後に全国的な斗争にまでおし進めるため真剣に耺場、居住区で座談会や協議会、常会を毎日ひらき九月から耺場斗争の新しい段階に入っている。

日炭高松

物資課の女子組合員の〝結婚退耺〟を撤回さす

日炭高松の物資課では、女子従業員が結婚したらやめさすという規程を従業員の意志に反して勝手にきめ、これを今まで七年間強行してきたが、今まで何を云われてもガマンして会社のいいなりに泣いていた耺場の婦人が、どうしてもこれ以上ガマンができなくなり、自分たちの要求を貫くためには一人一人の力では駄目、「問題の解決にはみんなの力が必要だ」ということで七月二十三日に婦人部を結成し、第一回の総会で「結婚してもヤメル、ヤメナイは自由意志だ」と万場一致で決定課長に文書で申し入れた。　組合もこれについて課長に強硬談判を行った。

課長は、私は七年間もこの制度で今日までやって来て苦情もなく、良い実績だと思ってやっていたが、急に苦情が出てきたので困っています。第五支部長とも相談してみます。

これに対し組合は、

とにかく結婚してもやめたくない人はやめないのだから、今後退耺をすすめるような行為をしたら絶対に許さないと課長に申入れ、課長もよく分りました。支店長にもそんなことを云わぬように伝えます。こうして結婚退耺を撤回させ、耺場斗争は着々進み、賃斗の壁が一つ一つ築かれつつある。

三菱鯰田

鯰田労組では

①燃料工場（徳浦鉱業）の閉鎖に伴って速かに新経営者を設置し、従来の労仂条件を会社の責任において行え

②一坑部に人事を設置せよ

③標準能率を二一%下げろ

以上の三つの要求をかかげて八月三十一日に第一回の団交をもったが、会社は八月十一日に解雇予告をして九月十日が期限になるのでこの問題を片づけたいと主張。　さらに五日に会社から燃料工場の問題を解決したいと申入れてきた。

組合は燃料工場に働く二十九名の労仂者を新経営者に引きつぎ、賃金、福利厚生施設も従来通り行え。新経営者と組合間に紛争が生じた時は会社と、組合とで協議解決せよと主張これに対し、会社は二十九名については再採用を会社に斡旋したい。賃金についても現行維持を斡旋。福利厚生施設も従来通りしたいが、新経営者が斡旋通りやればいいが、という会社の発言で交渉は決裂、六日より坐り込みを決定。

八日の八時燃料工場については組合主張通り決定した。

1954.9.21

☆
大之浦労組
教宣部
☆

ニュース

17

明日のメシをどうしてくれる！

中小炭砿救済行動隊の活ヤク＝炭労情報より

全員・衆院通産委を傍聴

九月九日から十日にかけて上京してきた中小炭砿救済行動隊は、上京早々いきつくひまもなく、十日午前十一時半から夕方の七時半まで開かれた衆院通産委員会を全員傍聴、陳述人として出席した九州地方本部の長谷川氏は中小炭砿の窮乏状態を具体的に陳情して、政府の破壊政策に泣く炭砿の不満をこめてたゝきつけ、直面している中小炭砿の危機突破対策を即時無条件で示せと要請した。

愛知通産大臣ー「中小炭砿の窮状はよく承知しているが、ペニシリン的な即効薬はない。通産省当局としては労働、大蔵両省と緊密な連ケイの下に努力したい」と述べた。

これに対し衆院通産委員より次の質問があった。

問　融資措置をどう考えているか。

答　中小金融公庫の活用範囲を拡大し、長期融資を計画中である。金融利子債務延期法など事務当局で作業中だ。

問　綜合燃料対策（石炭需給計画）を早急に確立せよ。

答　努力中であるので次回の委員会までには何んとか提出できるようにする。

問　外国炭、重油制限措置はどうなっているか。

答　石炭需給を促進すべく外国炭および重油の使用制限を各業種別に亘って指導しているが石炭への転換資金がなく早急にはできない。しかし来年度より関税をかけて輸入制限を計画中である

問　失業対策を確立せよ

答　労働省と協力して努力する。

問　中小炭砿労働者の食えない現実をいかに対処するか。

答　中小炭砿対策は恒久的なものと急を要するものとがある。陳述人も訴えているので何とかしようと思う。労働、大蔵両省と協議して対処したい。

さらに左社の多賀谷、右社の伊藤卯四郎両委員の質問に対し、愛知通産相は「中小炭砿の応急対策として、国鉄用炭の繰上購入を考慮中である」として大要つぎのように述べた。

中小炭砿の貯炭増しをカバーするため、国鉄に十数億円、約二十数万トンの石炭をくり上げ購入するよう要請している。この点については、小笠原蔵相からすでに原則的な賛成を得ており、目下、国鉄と大蔵事務当局の間で事務的に具体措置を検討中であるが、一般会計から国鉄会計に一時的資金をくり入れることになろう。なお一部電力会社については、すでにくり上げ購入を実施中であるが、他の電力会社に対してもくり上げ購入を要請中である。

参院労働委を傍聴

中小炭砿救済行動隊は十一日も午前十時から午后一時まで開かれた参院労働委員会を傍聴、本日の陳述人として大川労組の古川覚一氏を立て、中小炭砿の窮状を陳情し、救済の要請を行ったが、中小炭砿連合会（経営者団体）の常任理事からも陳情した。

都民にアッピール

十二日は日曜であるにもかゝわらず、行動隊は三班に分れて多数のビラをもって都内各所に出動、都民へのアッピールを行った。

1．福岡班五名（本部二名）

渋谷駅を中心に都民にアッピール・ビラ七千枚を配布・都民より寄せられたカンパ金六一五円

2．佐賀班七名（本部二名）

池袋駅前で都民へメガホンで呼びかけ、ビラを配布・なお豊島公会堂において開催中の中央合唱団主催による関東の歌声の会へ会員約二千名）にメッセージを送ると共に中小炭砿の窮状を訴え、支援を要請した。これに対し、同合唱団から積極的に支援する旨の激励が送られ、直ちにその場でカンパが決定され、八六一円が寄せられた。

3．長崎班六名（本部二名）

新宿駅を中心に都民にアッピール、ビラ一万枚を配布・都民よりのカンパ金三一五円

4　東大音感研究会より訪問

午后七時より約二時間にわたって東大音感研究会の会員廿名の来訪を受け、ともに労働歌の合唱を行い、引続き座談会において中小炭砿の窮状をアッピールした。

通産省えデモ

十三日

――記事は次のページ――

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1954.9.21

ニュースNo17のつゞき

九州各中小鉱より上京中の中小炭鉱救済行動隊は政府に対してヂカに山元の要求をブッけるため、九月十三日午前十一時、本部山野辺、森谷、直江各中執らとともに、折からの悪天候をついて通産省にデモをかけた。

一行は玄関で守衛の阻止を押し切って、炭労旗を先頭に大臣室に押しかけ大臣に面会を要求した。しかし愛知通産相は〃吉田にあうため〃熱海え行った留守で、次官、石炭局長と面会した、

会談は、かけつけた総評浅井、日鉱組小路中執らを交え午后三時すぎまでつゞけられた。

各代表から、こもごも

〃とにかく今日、明日のメシの問題だ、なまぬるいことではダメだ〃

〃当面中小の建直しのため長期のユーシをしろ、失業事業をもっと拡大しろ〃

〃このまゝでは暴動がおきる。何とかしろ、根本方策はその上でのことだ〃

とするどく迫り、あるいは切々と訴えた。

これに対し次官は

通産省ではいま石炭の問題を一番重要に考えている。根本的には需給安定の問題だが、このため各方向から総スカンをくいながらも重油規制をやっているほか、合理的な需給調整方策として火力発電、ガス事業の拡大策を講じている。また重油に対する関税も私としては考えている。当面の対策としては、約五千万円の予備金の支出、鉱害復旧事業のくり上実施などを決定している。さらに通産省が提案してつくらせ、経済審議庁を中心とする各省間の連絡協議機関としての対策要綱を中央、現地につくらせることとした。一生懸命やっているつもりではあるが、なお一層馬力をかけてやりたい。

と答えたが、そんなことでは山元えの報告にならないとしてみんな強い不満をもち、次官、局長をして十五日迄に大臣に合わせることを確約させて一応会見を了った。

その后、総評浅井常幹からのゲキレイのことば、日鉱組小路中執から切々たるアイサツをうけたのち、通産省向い側の米軍施設前でピケを張っている全駐労の同志を訪れ、ゲキレイのアイサツを送った。

ニューズ

18

圣過措置一〇〇%支給せよ

九月二三日 会社に申入れ

申入書

貴方と当方との間に協定いたしました賃金協定は、九月末日をもつて失効いたします。したがつて、十月以降の賃金については何れ交渉し協定いたすことになりますが、新賃金が決定するまでの賃金の圣過措置については左記により貴方と当方との間で取りきめたいので右申入れます。

記

一、十月以降賃金は旧協定により仮に支給し新賃金決定後遡及して精算する。

一九五四年九月二十一日

日本炭砿労仂組合
中央執行委員長　阿部竹松

貝島炭砿株式会社
専務取締役　本松輝雄殿

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

'54.9.24

ニュース 19

〝企業整備〟の前兆か？—断乎たたかう！

組合＝朝日新聞記事について会社に抗議

組合は九月二十五日朝日新聞筑豊版掲載記事について、午前十時十分より会社側と団交をもった。

先づ組合より、本朝の新聞記事についての真ギについて会社の意図を明らかにせよと迫った。

これに対し会社は、

1．会社から組合にこの記事について、聴こうと思っていた。

2．会社が表明しているのではなくして九炭労が言っているのだから九炭労に聴いてもらいたい。

3．このような記事を発表した九炭労に抗議を申込うと思っていた。

組合は記事が出された責任の問題ではない、かゝる意図が会社にあるのかが問題の本質である。九炭労から出たデマ云々…だけで解決することではない。現在組合員の中にはこの記事がもたらす不安は大きい。吾々としてはかかる現象を一刻も早く除去する責任もあるし、会社の意向が奈辺にあるかの真意を知らす必要がある。

問題は重要であるし、一時間といえども放棄することは出来ない、と尚問題の本質の究明にかゝったが、会社は〝新聞情報はデマだ、このことだけは明瞭だ〟のみの回答で、現在、将来このような意図があるや否やについては何等ふれようとせず、尚組合の態度に対し、これ以上お答えすることは出来ないので一時休会したい旨の表明があり午前十時四十分、一たん休会に入った。

> 今村重役
> 人員整理その他については現段階に於て発表する考え方はない

> 記事内容
> 前回の七坑廃止による人員整理に引続き、六坑を廃止、採炭作業量を引上げ、これを組合が拒否すれば人員整理を行う。希望退職で来年三月までに八百名を整理する

午前十一時十分再会したるも、重役が会議中であるので、この問題の回答については正午頃になるという事で、その間「福利厚生施設一部移管の問題」に入り交渉を重ねていたが、

午前十一時五十分、今村重役が加わり、直ちに新聞記事の件について、次の様な表明がなされた。（…下段へ…）

〝記事はデマだ〟と一声、

続いて、現在、将来の事について「将来人員整理をやるのかということについては現在のところ決っていない従って発表する段階に来ていない。私自身としては最後迄人員整理を断行するであろうと予想しているようだが、再三申上げているように、会社自体としては現在のところ結論に達していない。

尚会社の経営実態についてだが、上期検討した出炭計画としては是非共一一〇万トンは出したいと考えていた。四～六月の決算面に於ては幾分黒字が出たものの七～八月は憂慮されるというのもむしろ四～六月の黒字を帳消しにする赤字を出している。尚九月赤字が出れば社会の信用は失墜するだろうと考えられ苦慮されている。下期に於てはどのようなことがあってと一一〇万トンは確保したいと考え努力しているが、需要の面からこの可能性も薄い、ということは、当初四、三〇〇万トンの計画が四、一〇〇万トンにとゞまろうとしている、このことは必然的に上期組んだ出炭計画を途中で変更せざるを得ない状態にある。かゝる現象が発生すると貯炭もふえてくる。又今日迄考えられなかった下期需要期に入って炭価が下りつゝある現実は大きな打撃になっている。かゝる実情から現在下期の会社予算について連日検討を重ねているが、問題はこの際黒字を出さない限り信用は失墜するし必然的に金融面にも影響を来すということから、この対策に腐心している。いずれにしても、今日の危機を突破するためあらゆる努力を重ねている、近日中に本松専務と二、三名の重役が上京して検討をすることになっている」

組合が回答を迫っておられる人員整理をするということ或いはしないという事については言明出来ないが、出来るだけギセイ者が出ない様に努力している。この念願が成就されるか否やについては、必定危機突破が出来るか出来ないかが大きな鍵である、従ってこの危機突破打解のため全従業員に積極的な協力を

この為に―

要請したい。即ち会社の方針が決定した場合は直ちに組合に相談をすることだけは明瞭にお答えしておきたい」以上のような回答あり、要請があり、これに対し組合は〝かゝる意図がないという明瞭な回答がなかったことについて遺憾であるが、一たん人員整理その他労働条件の低下を来すような現実が発生したときは全組合員あげて断乎斗わざるを得ないので、その点はよく把握されて、問題の交渉に当ってもらいたい」旨を表明し、十二時三十分散会した。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1954.9.26

〃さけてゆく考え方だ、従ってどうすればギセイ者を出さずに今日の会社の危機を脱するかについて、精力的に会議を重ねているが、いまだ結論をみるに至っていない。記事中 標作切下げ等はまったくデマである みなさんが想像している貝島の実態は想像以上の苦しさだ、従ってどうしても結論に到達しないような困難な実体にある。社会的には、早晩貝島は〃

ニュース 20

明治に人員整理を発表

21.22の圣協で会社の態度明確化

デフレのしわよせは中小炭砿といわずあらゆる産業に波及して来た。大手炭砿も決してその例外ではない。そしてこれを利用して資本家は賃下げ、作業能率の引上げ、大量首切りを公然とやり資本の独占化を強行しつゝある。例えば明治炭砿の平山では四百近くの首切りと今まで一人当の能率を一二、五屯から一四屯以上も引上げることを通告し明治でも現在人員五五〇名を二百名まで減らすため希望退職者をつのることを発表情勢は更らに大きくなり労働の条件は最悪の事態まで来た。中小炭砿の組合でもこうなっては企業の限界をこえて一大斗争と展開しなければわれわれの自由はおろか生活がメチャメチャになるという意見が大多数である

〝明治で希望退職者つのる〟

明治鉱業所では二十一日の経営協議会で下期事業計画の中で人員整理を提示して希望退職の募集を提案して来た。

①退職条件は事業都合

②退職手当として一年五〇日分、一年毎に三日分加算、予告手当三〇日分

③特別手当として健保標準日額一〇〇%として

二年未満	四〇日分
二年〜五年未満	七〇日分
五年〜十年 〃	一〇〇日分
十年以上	一三〇日分

④その他荷造費として

世帯主	三、〇〇〇円
独身	一、〇〇〇円

⑤運賃、汽車賃は実費を支給る

⑥最低保障額

退職金一万円以下の家族持は一万円支給、八千円以下の保ゴ砿員は八千円

組合がこれを諒解すれば十月一日より実施する。九月二十日以降の退職者にもこれを適用する。

平山でも四〇〇名！首切り

平山鉱業所では二十一日、二十二日の圣営協議会で会社側は次のような提案をしてきた。

①売炭できる炭を出炭する

②商品位炭の出炭をはかる

③個人能率を一四屯以上にする

④可採炭量がないので六坑を中止、総撤収する

⑤三坑の一部を採掘中止、しかし保護坑道維持作業員を若干残す。

⑥出炭計画は

一坑六区	四、〇〇〇屯
新二坑	五、五〇〇屯
三坑	四、〇〇〇屯
下期出炭計画 月当り	一三、五〇〇屯

生産原価今までの四、〇〇〇円を三、七五〇円以下にする。これでも二七〇円の赤字となるので炭坑内外全般の再検を行うというのが会社の提案である。希望退職はつのらないが退職するものには明治と同一条件とする。

【明九労】統一交渉で斗争展開

これに対し明九労では二十三日午后一時より緊急斗争委員会を開き、次のような結論に達した。現在の明治及び平山に起きている企業整備については明九労で統一交渉を各支社に申入れる。指標としては、企業整備絶対反対

従って直ちに戦術委員会（各山一名）をもって戦術をねると共にこれを交渉団に切りかえる。統一交渉に当っては全山実力行使の態勢をとって強力な反対斗争を展開する

会社が条件をだしているところは条件斗争は絶対にやらない。希望退職阻止の斗争を進める。職組に共斗を申入れる。

加茂

二〇名の首切りにストを決定

加茂労組では会社から二十名の人員整理が提示され二十一日夜代議員会をひらき、実力をもって反対斗争推進を決定。二十二日スト賛否投票を行った結果、総投票数一九四票

白紙	一票
反対	一八票
賛成	一七五票

でストを決定、規模、突入日は不明。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1954.9.27

ニューズ

21

月おくれ「月刊炭労」割引販売について

炭砿労仂者の〝学習雑誌〟と銘うって新発足した「月刊炭労」は、各位の御支持と御協力を得て、月を追うに従って向上してきております。

しかしながら、はなはだ残念なことは、一般組合員はもとより、職場活動家のあいだにもいまだに完全に行き渡っていない現状にあります。

この原因については「むつかしい」「うるおいがない」などの批判があり、編集部としても、つとめて「わかりやすい」「したしみやすい」内容にすべく努力しておりますが、そのほかにも宣伝がきわめて不徹底であると考えられます。「月刊炭労なんて聞いたこともない」という組合員がいることは、その証明でありましょう。

編集部としては、今回〝月おくれ〟月刊炭労の割引販売を左の要領でおこなうことにいたしましたが、同時にこの機会をとらえ「われわれの〝月刊炭労〟」を育成するため、時段の御配慮をいただきたくお願い致します。

記

一、月刊炭労六、七、八月号に限り、残本整理のためとくに十部以上まとめてお申込みの場合は、定価五十円の三割引（三十五円）に割引いたします。

なお、十部にみたぬ場合は二割引（四十円）。送料（一部につき四円）は当方負担。

やさしく、わかりやすい
炭砿労仂者の学習雑誌
〝月刊炭労〟の割引販売

六、七、八月号にかぎり
十部以上＝定価の**三割引**（35円）
十部以下＝定価の**二割引**（40円）

おもな内容の紹介

6月号
- 座談会―炭労大会の成果と批判。
- 特集―企業整備と中小鉱問題。
- 。石炭産業における中小鉱の地位。
- 。産業防衛斗争と経営参加の問題点。

7月号
- 総評大会に何を望むか、荒畑寒村、浅沼稲三ほか。
- 共同討議―不況をふきぬける労仂運動はいかにあるべきか ―高野実ほか―
- 労仂組合の教育活動。
- 賃金理論講座
- ジュネーブ会談の総決算

8月号
- 石炭産業の危機と克服の方向
- 連盟改組とどう斗うか。
- 前進するMSA下の労仂運動
- 特集読物―ヨーロッパを巡って
- 賃金理論講座
- 世界をリードするアジアの平和努力

☆ 大之浦労組
教宣部 ☆

ニュース

22

企業整備反対斗争方針

一九五四・九・三〇　大之浦労組

貝島大之浦炭砿労働組合は第十四回炭労大会の決定に基き中央企斗委員会及び地方企斗委員会の指示のもとに企業整備反対斗争を推進する。

一、以上の決定に基き　大之浦労組斗争委員会に　左の機関を置く

1．戦術委員会

三役、支部長を以て構成し臨時専門部長を加える

2．企業整備対策委員会

三役、労働部長、執行委員二名（保生、給与担当）を以て本部対策委員会とし、支部企対委員会は支部全執行委員を以って構成する。具体的にその支部に出た企整の問題は本部企対委と支部企対委が同一機構となってその対策に当る。本部対策委は予想される凡ての対策を樹てて置かねばならない。支部対策委は支部に関する対策を樹てると共に常に問題の連絡を本部に行わねばならない

二、斗争委員会は全員本部オルグとし、臨時斗争委員会の決定或いは戦術委員会の指示又は支部の要請によりオルグ活動を行う、オルグ責任者は教宣部長とする。

三、戦術委員会は企画立案に際し特に次の点を考慮して行う

1　一職場、その他のみの企業整備の問題と雖も大之浦全体の斗争として推進する

2．請負給撤廃、定員斗争、保安斗争等有力な戦術として充分実施し得る態勢をとゝのえて置く。

四、斗争推進の母体たらしめるための斗争委員会の下部機関として左の機構を地区に設置する。

1．地区斗争委員会（地区代議員会）

2．職場斗争委員会（〇〇職場斗争委員会）

3．地域斗争委員会（〇〇区斗争委員会）

五、宮田町、鞍手郡の市民農民にいつ何どこでもアッピールできるポスター、伝単、その他、アッピールの活動については立案する。

斗争機関要綱

斗争委員会の指示指令を統制実施し又は情報の連絡を行うため、地区斗争委員長のもとに以下の機関を置き組合員全部の強力な斗いを展開する。

一、地区斗争委員会は地区代議員会で構成する。委員長は支部長とする。

二、職場斗争委員会は地区斗委の下部機関であって職場正副代表で構成する。委員長は生産部担当執行委員とする。

三、地域斗争委員会は厚生部正副部長で構成し委員長は厚生部担当執行委員とする。

四、〇〇職場斗争委員会は職場選出代議員のほか必要に応じ構成する。正副代表を正副委員長とする

五、〇〇区斗争委員会はその区の代議員のほか、必要に応じその他で構成し委員長は正副総務部長とする。

斗争体系図

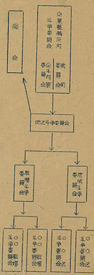

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

ニュース

23

圣過措置に対する会社囬答

昭和二十九年十月一日

貝島炭砿株式会社
専務取締役　本松耀雄

日本炭砿労仂組合
中央執行委員長　阿部竹松殿

囬答書

九月二十一日並に二十四日付貴申入れに接しましたが　当方としては　十月以降砿員賃金並に同協定成立までの圣過措置に関しては貝島大之浦労組との間で協議したい所存でありますので御了承下さい。

昭和二十九年十月一日

貝島炭砿株式会社
専務取締役　本松耀雄

貝島大之浦炭砿労仂組合
組合長　横田馨殿

申入書

昭和二十九年四月十九日　貴労組と当方との間で締結した昭和二十八年十月以降の砿員賃金に関する協定は九月末を以て有効期間が満了しましたので　本年十月以降の賃金について貴組合との間で協議の上協定致したく申入れます。

尚　十月以降の賃金については会社としては種々の困難があるが　業績向上に貴方の一段の協力を期待して左記の通り提案致します。

記

昭和二十九年十月一日から同年十二月末日までの賃金は前協定による賃金を新賃金として支給する。但し会社の圣営状態が更に困難となり據えりでやって行けない時には貴方と協議の上変更する

以上

九月二十四日付　申入れとは、

申入書

貴方と当方との間に協約致しました賃金協定は　九月末日をもって協定期間が満了いたします。よって十月一日以降の砿員賃金及び職員給与について　貴方の集団と当方との間において協議決定いたしたいので申入れます。

なお、右申入れ並びに九月二十一日附申入れました経過措置について貴方の囬答を、九月二十九日迄に致されるよう併せて申入れます。

一九五四年九月二十四日

日本炭砿労仂組合
中央執行委員長　阿部竹松

貝島炭砿株式会社
専務取締役　本松輝雄殿

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1954.10.4

ニューズ
24

賃斗及び前段斗争を勝ち抜くために

更に職場組織の確立強化を図れ！

賃金斗争の火蓋は切られた！
この斗いを勝ち抜くためには強力な斗う態勢の確立が絶対必要である。そのための第一段階として職場組織を更に確立し、堅めることゝなり、次の方針が執行委員会で決められた。

◎ 職場組織を再編成確立する方針

1．職場組織実態調査を行う
　イ、職場代議員の実状
　ロ、職場代表の実状
　職場規則に則っとり行動しているかどうか。
　職場責任者の実状

2、会社職制の実態調査
　イ．休憩時間の実施状態。
　ロ．残業の実施方法と実態。
　ハ．係員．主任の実態
　ニ．役員選出に対する係員の実態

3、当面の職場組織の欠かんに付いて
　イ．職場組合員の意識（組合意識）
　ロ．職場組合員の組織
　ハ．職場組合員の協力態勢
　ニ．選挙方式の実状
　ホ．職場会議運営の実状
　ヘ．職場責任者の選定方法の実状

◎ 職場再編成上必要とする職場会議

1．選挙方式か又は実状に於ても職場常会、職場会議開催が不能なところは選挙から始める。
2．職場常会又は職場会議を開催出来ない状況にあるところは再編成を行う選挙から始める。

◎ 職場会議運営方法に付いて

1．休憩時間を利用する。
2．休憩時間だけで不能の場合は就業外の時間に行う。
3．休憩時間を利用、不能の場合は就業外の時間で行う。
4．番方の違うところは公休日を利用する、但し緊急やむを得ざる場合は職場代表がそれぞれの会議を集約して結論つけるか又は執行部が潜って行う。

◎ 賃金査定及保安施設の改善のための会議の方法

1．賃金査定の問題については職種毎の会議方式をとらねばならない。
2．保安施設に付いては職場毎の会議方式によって職場会議規程による現状の矛盾するところは場合によって便法を考慮しておくこと。

1．職場の団結と組織強化の必要性は最も基本的なものである。この解明理解の手段、方法は教宣部で立案する。
2．職場の再編成、再確立の期間は十月十日迄に完了する。
3．具体的職場斗争の目標、推進は労仂協約と与論調査を基礎に立案する（十月十日頃迄）

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1954.10.4

ニューズ

26

第七回中斗二十三日より開催中

当面の斗争方針等審議

第七回中斗は十一月二十二日より東京で開催し、当面の斗争方針、賃金要求書などを審議検討している。大之浦より横田組合長が出席中である。

※議題は次の通り※

1. 斗争態勢確立状況報告
2. 労協プランに関する件
3. 賃金要求書に関する件
4. 当面の斗争方針に関する件
5. その他

（九炭労25日電話）

二十二日より開催中の中斗委は二十三日に続行し当面の斗争方針につき指令、指示を決定、指令第十六号～第二十号を発令した。

二十五日は午後一時から賃金要求書、労協プランについて審議に入る。

① 職場斗争の推進（指令第十号の二の解釈）

② 労職共斗について

④ 大衆動員の指令（重点ストに入っていない支部に対し抗議デモなどについて）

⑤ 中小ブロックに妥結权委譲の件（詳細は文書で行う）

三菱

窓口突破で交渉申入れ

―会社・三者調印申入れの意向―

（二十五日九炭労電話）

二十三日より会社の申入れにより交渉をもった。収穫大であり、新しい提案を行いたいとのことであり、事務折衝をもち、会社は「妥結のときの調印は、三者で行いたい」旨の申入れがあった。これに対し、八社共斗は態度を決定していない模様である。

10月分 増産賞与

職種	一方当り金額
採炭夫	30円
仕・掘・棹	27円
その他坑内	23円
外勤成人	21円
〃 保ゴ	17円
外定 成人	19円
〃 保ゴ	15円

実績個人能率	0.4135円
上昇率	112%
一人平均額	550円

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1954.11.26

ニュース

27

議長に横田組合長を決定

副議長安永（福教組）事務局長矢島（貝島販）

永年懸案となっていた宮田地区労仂組合協議会の結成は、七月十四日を契机として結成準備委員会を設置、回を重ねること五回、この間各単組の意志統一、並びに規約、予算について検討した結果、一応の成案も出来たので、十二月十二日午后一時より労組本部で結成大会を開く運びとなった。

宮田地協生れる！

12月12日 結成大会開かる

大会は定刻より若干遅れ、竹下準備委員の司会にはじまり、横田組合長（貝島）の挨拶ののち議長団に力丸（全逓）村里（貝島販）両氏を選び、資格審査の結果、貝島労八（一〇）貝島販五（五）福教組三（三）全逓三（三）全電産三（三）高教組二（一）計 二十四名出席（貝島燃料不出席）で議長の成立宣言を行い、直ちに竹下準備委員の準備委員会報告があってこれを確認、スローガン採択に入ったが、〃賃上げで政策変更を斗いとれ〃の項目で種々論議が交わされ採決の結果〃最低賃金制の確立〃に修正することと決定。

㈠、規約の条別審議に入り 事務所々在地及び会費、施行日を除いて確認。

会費

1000名以上	2,000円
500名～1,000名	600円
200名～500名	500円
100名～200名	300円
100名以下	200円

㈡、次いで予算案を検討した結果、役員手当を全廃して行事費その他に繰入れることを決め、月割予算四、〇〇〇円、年間四八、〇〇〇円の予算案を決定

㈢ 役員選出の結果、議長横田（貝島労組合長）副議長安永（福教組宮田支部長）事務局長矢島（貝島販組々合長）三氏を選出、常任幹事は各単産で規約に基いで選出する。会計監事は常任幹事会で選出することを確認し、

㈣ その他の件で竹下準備委員より町役場宮田地協不加盟についての経緯及び今後の対策についてての提案があり、結論的に町役場及びその他の労仂組合或いは団体にも呼びかけ、加入促進を図ることを決定し、午后四時半散会した。

〃先に直鞍地協を結成し、今次宮田地協も生れた。われ〱はこれらを通じて益々地域共斗の確立強化に進み、お互いの利益を守るために斗い抜いてゆかねばならない。生活を守る斗いの中にはあらゆる斗いが内包されている。共に意志統一を図り組織の拡大強化に努力しよう。〃

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1954.12.14

等

ニュース
28

宇美炭坑応援の救護隊
派遣手当解決す。

去る十一月二十日の宇美炭砿の災害に、貝島各坑より十九名の救護隊員（組合員）を派遣した。

この派遣手当について種々会社と折衝を重ね、十二月十三日の全斗団交に於ても冒頭に論議を重ね、其の後も労仂部が主体となり交渉中のところ、十二月二十日に宇美炭砿の派遣手当は次の如く了解点に達し、解決した。

記

一、出張旅費、日当	一六〇円	
二、進入手当	1.000円	一回につき
三、賃金	標準賃金の倍額	帰山した翌日、一日休暇を除き、標準賃金の倍額、従って二〇日、二一日派遣され二三日帰山した者は三方の倍額

※精算払は十二月二十五日（但し仮払を受けた者は仮払は精算払の際控除される。）

1954.12.21

☆
大之浦労組
教宣部
☆

情報

ニュース

29

二十九年度下期定期総会終る

賃斗・配転に論議集中

総選挙100円カンパは保留となる

貝島大之浦労組の二十九年度下期総会は、期斗、企斗など斗争の関係で、組合規約に依る開催時期より若干ズレたが、一月九日の公休日に五坑会館で開催し、①二十九年上期一般経過報告、②二十九年上期決算報告、③配転交渉経過報告、④賃金要求書集約に関する件、⑤二十九年度下期予算の件、⑥賞罰委員会報告 ⑦其の他（昭和三十年度衆議院選挙斗争予算案として炭労臨時総会に提案される資金カンパ組合一人当り一〇〇円）の七議題を上程し、就中④⑤に論議が集中、質疑応答がさかんに行われ⑦は無記名投票の結果成立せず、保留となった。

……午前十時にはじまり、午后四時五〇分閉会……

鈴木書記長の司会、桑田組合長の召集挨拶の後、議長団に野川（新坑） 尾仲（五坑） 渡辺（六坑） 資格審査、議事運営委員は各支部より一名の各代議員「委員長に清水執行委員（五坑）」 議事録署名委員に山田（二坑） 古平（西五坑）両代議員に決り、定足数四〇三名中二〇四名が出席の上総会成立、午后四時二十五分終了の議題方針を確認、議事に入る。

先ず予、決算小委設置の事後承認を求め、第一号議案の二十九年度上期一般経過報告は異議なく可決された。第二号議案の新賃金要求書の集約に関する件は札幌大会以後の第一・二次大衆討議並に新賃金要求書決定までの経過を佐藤労働部長より報告、新賃金要求書の内容説明を行い、十三日に本部執行委員会で最終的集約を行うので、要求書の確認方を議場に諮った。これに対する質疑の主なるものは次の通りである。

問「交渉方式はどうか」

答「札幌大会の決定に従って行われる。相手の失敗から両整備が九州大会で行われる集団交渉方式だ」

問「第一次の要求案が安全性、妥当性があったと思うが、どうか。精算給廃止は実力をもってもかちとる考えがあるか」

答「集約は八両間で喰えるものにせよ。現賃金の実質額と超過労働賃金をくり入れることが中央の集約である」

問「1、相手は対角線、賃斗は集団か。2、相手は失敗だ。こんどはどういう戦術、方法か」

答「1、九州大会で凡ゆる角度で論議された。2、デフレの重圧の立場から統一斗争、統一交渉だ。中斗は集団交渉が正しいと結論出している」

問「窓口打開は如何なる犠牲を払ってか。長期予想されるが、札幌大会の方針堅持か」

答「資本家は賃金格差、賃金ダウンがねらいだ。苦しくとも労資の決意が支配する。一歩後退は許されぬ」

問「窓口突破の自信あるか」

答「斗うという意欲、確信をもつことが先決だ」

問「斗いの中からと云われるが、考え方が甘い。一斉重点ストに代る秘策あるか」

答「組合員斗えでなく下部との隔りなく、組合員と討議し下から斗ってゆく」

問「賃金要求書の中斗検討の内容を」

答「現状で超過労働手当くり入れは至難性がある。今後も超労手は減る。——また無くなることも考えられる。故に繰入れるべきだ」

——つゞく——

1955.1.17

★★大之浦労組 教宣部★★

労斗報

この外、統一労働協約、慣斗は家庭経済を把握して斗え、という要望、総評との関連などに質疑応答は真剣に行われた後、挙手で確認した。

つゞいて、上期決算報告を新田財務部長より、平山会計監事より監査報告を、中村（西五坑）代議員より決算小委員会報告がなされた後、挙手をもって異議なく可決。

下期予算案の提案理由は鈴木書記長より行い、予算小委員会報告を上石（二坑）代議員より報告の後、採決は挙手で確認された。

※配転委員報告は佐藤労働部長より去る二十五日以後の経過につき小田交渉並に第三回団体交渉以後につき報告の上、大之浦労組の単一の力で、会社のおしつけの案を最少限にはね返してゆくことが、一月八日の斗争委員会で決定したと結んだ。

これに対する質疑応答の主なものは

問「ノ、斗争委の結論は」

答「デフレ政策、炭労企斗の経過状況の分析を行い、会社の金融逼迫の事実を究明し、全くクルのは問題があるので最少限の犠牲のなかで交渉する・斗争委は犠牲を出さず、六坑の今後の形にとゞめをさしておく、また六坑を保坑にさせぬこと、組合員一般の気持を酌んで交渉する」

問「ゼロ斗争か、条件斗争か」

答「犠牲の伴わぬ線出したい。納得する条件を会社が容れゝば容認したい。」

問「配転を退山者が相当出ると推測する。退山者に対する基本的考え方は」

答「最終の基本線は未だ出ていない。」

問「配転は首切りにつながっている。と思うが」

答「両配転の危険があるので検討している。労働条件・配転条件を見極めるつもりだ」

問「(1)企業を助けるのは問題があるの (2)配転は会社のためか。」

答「会社のネライは金融の措置とみる。会社の自立経営が崩れ、企業合理化の行程をたどっているとみる」

問「要望、七坑の广坑で犠牲が出た。配転の条件交渉に入って停年間際の者の有利な条件をとれ、積極的配転の場合の犠牲をどうする。条件を申入れる段階だ」

答「条件は申入れる。配転をみとめることは条件斗争となる」

また要望として退職加給金を有利にとれ・六坑の声をきけ、炭労の基本方針で斗争を展開せよ。勇気をもって最善の道をゆけ。情宣を十分に。など質疑応答、要望は論議百出の後、執行部は十分組合員の考え方を斟酌して交渉を続けることが、挙手をもって確認した。

※続いて鈴木書記長より、来る炭労九州大会の議案については中斗の審議も未了であり、本総会では上程せぬことを確認。

※賞罰委員会報告は、小林（五坑）小委員長より短時日過ぎたゝめ妥当な案が出なかったので、取止めにすると報告。これを議場はみとめた。

※最后に、来るべき炭労統一役員選挙の斗争資金一人当り一〇〇円の拠出について竹下教宣部長より提案されたが、徴収方法も不明なまゝであり、政党支持に対する質疑が交わされた後、採決は無記名投票に移った結果、

総投票数	一五七
百円カンパ賛成	八四
〃　反対	七〇
白紙無効	三

（過半数一〇二に達せず保留）

このため執行部より炭労大会出席代議員は大会の情勢判断に従って権利を行使する旨を議場にはかり午后四時五十分、二十九年下期定期総会は、慣斗、企斗に異状な観心と論議を集中させ至難な斗争に勇気と確信をもって前進することになった。

⁂大之浦労組　教宣部⁂

2.21

ニューズ 30

六日間に亘り真剣に討議

規約審議小委員会をわる！

前回の臨時総会で機構改革、規約改正の上繰上げ改選を行うことが決定され、各支部二名の委員を選出、規約審議小委員会を二月十日より十五日の六日間に亘り開催・早期改選を前提として、本部及び支部の機構を財政確立の見地より再検討することとなり殊に討議は本社、二坑支部の合併並に本部一名減員に集中され結論として合併問題は「早期合併を前提として直ちに推進委員会を持つ」「一名減員は厚生部員」と決定など次の事項を決定確認し、組織強化のための真剣なる審議を終った。

規約審議委員
（本社）宇田　山添
（二坑）白山　山田
（新坑）鶴巻　野川
（五坑）荒井　阿部
（西五坑）中村　山本
（六坑）福東　勝田
本部二　各支部一

決定事項

一　本社・二坑支部合併の件
　早期合併を前提として直ちに推進委員会を持つ

一　本部機構の件
　厚生部員を減員する・その他は現行通り

一　政治局設置の件
　細部に亘る内容についての検討不充分であるので本委員会では見送る

一　専門部長選出の件
　現行通り

一　斗争資金の件
　坑内五〇円　坑外三〇円　保護夫一五円　を本則に入れる

一　支部機構の件
　現行通り

一　予・決算小委員選出の件
　運営面で考慮して現行通り

一　役員の任期二ケ年の件
　時期尚早であるので現行通り行う

一　配転による代議員取扱いの件
　前所属支部に属する

論議の要点

※本社・二坑支部合併の件

賛成　一年前よりの懸案であり、総会の空気からみても財政確立のためにも早急に合併すべきである
推進委員会を選出せよ

反対　啓蒙宣伝の不足もあり未だ機運が熟していないので一挙に合併は無理である
（六日の間に本社支部は代議員会・常会ヨロン調査を行い至急報告）

※本部機構の件

財政確立のため一名減員が提案され、財務部長廃止、会計と庶務の書記を一人にする、厚生部員の減員、労働部員の二名削除、徹底的に検討審議が行われた結果、厚生部員の減員と決った

※政治局設置の件

提案＝組合員から公職（議員）に出ている人で政治局をつくり利益と組織強化に資す
賛成だが予算その他具体的な案がないので今回は見送る

※専門部長選出の件

○現行（公選）賛成＝総会の空気は公選であるし信任投票は民主的でないし、推薦制は独裁的
○三役推薦後信任投票＝公選では適任者が出ないことが多いので、運営と和を考えるとき推薦制
○尚部員の副部長制は検討の余地有となる

※斗争資金の件

現在臨時徴収している斗争資金を本則に入れろとの提案は参考資料など検討の上確認

※支部機構の件

主意、給与の一本化は現行通り

※予・決算小委員選出の件

従来総会前設置してきたがこれを規約に入れたいとの提案に対し、規約に成文化しなくても総会前確認を得よと決った。

※役員の任期二ケ年の件

賛成　組合の運営よりみて、選挙費用三〇万を考えるとき二年制がよい
反対　組合員が理解していないので時期尚早

※配転による代議員の取扱いの件

六坑より二坑、新坑に配転した、委員、代議員の取扱いは「選出母体より離れていく場合、辞めていくのが正しい」との意見に一致した。

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1955.2.20

ニュース
31

組合長に 宮山正七氏

本部役員選挙終る

組合本部役員の公選は三月五日午前五時より行い、午後五時投票をしめ切り、午後七時十分より本部会議室で開票に着手、作業は手際よく猛スピードで進捗し、六日午前０時二十分には早くも管理委員会は得票数の最終発表を行い、三役、各専門部長の当選者が決定した。

なお、疑問票については、各坑毎にその認否を検討し、最終的には正副委員長が確認、決定を行った。

今回の選挙は総上改選の意義を十分反映し、十九名の立候補者による熾烈な選挙戦が展開され、遂に宮山正七氏（二坑）が組合長に、その他教宣、厚生両部長を除く総交替がなされた。この意義が生かされるか否かは新執行部に課せられる問題であり、下部組合員全体の大きな期待であればある程、使命は重大であろう。

新三役、専門部長

組合長	宮山正七	（二坑）	（新）
副組合長	岳藤米男	（本社）	（〃）
書記長	吉田元吉郎	（新坑）	（〃）
戦術部長	両部太一郎	（五坑）	（〃）
労働部長	小竹胤次	（本社）	（〃）
厚生部長	小田正	（新坑）	（再）
教宣部長	竹下凌治	（新坑）	（〃）

得票数

宮山正七	（組合長）	三、三四六票
横田肇	（〃）	二、七七八〃
奈木野留蔵	（副組合長）	八八七〃
関一	（〃）	一、〇四三〃
岳藤米男	（〃）	二、〇二五〃
野田新	（〃）	一、〇六〇〃
万田光義	（〃）	九八六〃
上石猶作	（書記長）	一、七四〇〃
鈴木興徳	（〃）	一、九〇八〃
吉田元吉郎	（〃）	二、四〇一〃
新田惠	（戦術部長）	二、七八五〃
両部太一郎	（〃）	二、九四一〃
小竹胤次	（労働部長）	二、五〇二〃
佐藤良平	（〃）	一、三六八〃
森下克巳	（〃）	一、九〇六〃
小田正	（厚生部長）	四、七八六〃
荒井光義	（教宣部長）	一、八九四〃
竹下凌治	（〃）	二、四五七〃
野川弘二	（〃）	一、四三五〃

有効認定票数

組合長	三六八
副組合長	一〇四七
書記長	一七四六
戦術部長	一六一九
労働部長	一七四六
厚生部長	二三七四（信任）
教宣部長	二七四六

各支部別在籍並投票数

支部名	在籍数	投票数	%
本社	282	271	96.00
二坑	1,492	1,331	89.20
新坑	2,312	2,046	88.20
五坑	1,433	1,338	93.30
西五坑	840	783	93.20
六坑	849	779	91.70
合計	7,208	6,548	90.84

中斗委員会に出席中の横田組合長は八日帰山の予定。

中斗委に於て討議内容は三月九日午前十時より開く斗争委員会に於て報告が行われる。

1955.3.7.（月）

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

ニューズ
32

本社
西五坑

支部長かわる！

ー全支部役員選挙終るー

（十四日行った各支部役員選挙は即日開票の結果、次の如く当選し、十五日本部選管委はこれを確認した。）

○○○各支部の新執行委員○○○

支部名	支部長	給対部	保生部	厚生部	会計監事
本社	泰田 勝博	／	／	小山田 三千男	梶原 孝雄
二坑	億、秀吉	相楽 甲子男	森岡 五郎	西 博	舌間 金郎
新坑	白浜 栄	米沢 珍一	神谷 信義	村山 善吉	吉田 照美
五坑	寺戸 正一	清水 晃	永野 延枝	森 久市	桑原 芳樹
西五坑	相陽 繁	中村 与一郎	村川 信雄	浜野 茂史	野見山 国夫
六坑	宇都宮 新一	東島 寛治	前島 親義	愛甲 晋	久野 薫

各支部別選挙結果表

支部名	在籍数	投票数	投票率
本社	282	241	85.4%
二坑	1.431	1.031	72 %
新坑	2.298	1.992	86.7%
五坑	1.428	1.328	92.8%
西五坑	854	790	91.3%
六坑	841	771	91.7%

◎新代議員数◎

本社……一四
二坑……七一
新坑……一一五
西五坑……四二
五坑……七一
六坑……四二
合計……三五五

1955.3.15

大之浦労組
教宣部

ニュース

33

〃一時金の配分など決る。〃

新賃金の細部交渉進む！

賃金斗争が妥結した後、一時金、差額金、賃金の配分並に代替勤務者等の賃金取扱の話合は五回に亘る小委員会で交渉したが特に部分ストに関連した賃金問題が難行一時は再び団交再開かと思はれたが、二十一日徹宵交渉の結果一応了解点に達し、二十三日の斗争委員会はこれを確認、早急にその支払をせまることとした。

※交渉委員
会社＝岡部、渕、藤本、大山、石橋、山岡、惠
組合＝吉田、小竹、小山田、米沢、中村、東富、永野、森岡、前島、石松、宮本

小委員会の交渉全過

◇第一回（十三日）
小委員会メンバー、交渉内容、順序等、話合い。

◇第二回（十四日）
(1)年次有給休暇について
会社＝会社に事前に申入れた者は認める。
組合＝申入の方法は色々あるが、事前に申入れた者は認める。
(2)会社の指示しない代番勤務について
会社＝協定本人給の五〇％を支給する。
残業については不支給
組合＝出勤者と同様取扱せよ
(3)指名スト者の三番方就業について。
会社第一案
請負給・作業量に対する時間割
固定給・本人につき定のられる額の時間割
会社第二案
請負給・協定標準額の時間割
固定給・本人につき定められる額の時間割
組合＝協定本人給一〇〇％を支給せよ。
(4)部分ストについて
会社＝協定本人給一〇〇％を支給する。
新坑については採炭夫内掘・外掘・運炭夫の附加給は除く。
組合＝協定本人給の一〇〇％を支給せよ。
新坑採炭夫、内掘・外掘・運炭夫の附加給を認めよ。
(5)部分スト翌日について
会社＝請負給についてはスト当日の残炭については、賃金の計算をしない。
組合＝通常の賃金計算をせよ。

◇第三回（十六日）
(1)の項・了解
(2)の項・会社＝一切を含めて協定本人給の七〇％
組合＝前回の通り
(3)の項・会社＝第二案を考えて欲しい、残業は認める
組合＝第二案の考え方で三日支給せよ
(4)の項・協定本人給の一〇〇％支給（了解）
新坑の件は、会社、組合とも、前回提示案をゆずらず
(5)の項・会社＝残炭を除いて賃金計算をする、但し最低補償八〇％とする
（残炭とは函に積んだもののみ）
組合＝前回提案通り

◇第四回（十九日）
(2)の項・会社＝一切を含めて協定本人給の一〇〇％を支給する
組合＝最初の提案をゆずらず
(3)の項・会社・組合ともに前回のまゝ
(4)の項・新坑については、双方とも前回のまゝ
(5)の項・会社＝新坑以外の内外掘取・運炭夫の一番方について従て協定本人給の一〇〇％を支給する。
三番方については其の取扱函数にはスト当日の残函はなかったものとみなす。
組合＝最初提案のとおり

※第五回目はうらにつゞく

⁂大之浦労組 教宣部⁂

1955.4.23

◇第五回（二十一日）

(2)の項・会社が明示したものと同一の取扱をする。（了解）

(3)の項・第二案・残業は認める（了解）

(4)の項・新坑について採炭夫は附加給を除く内外検収、運搬夫について附加給を支給する。（了解）

(5)の項・通常の賃金計算をする（了解）

☆最終的に小委員会に於て決定された事項☆

(1) 年次有給休暇について
会社に事前に申入れた者は認める。

(2) 会社の指示しない代番重動について
会社が明示したものと同一の取扱をする。

(3) 指名スト者の三番方就業について
請負給は協定標準額の時間割を、固定給は本人につき定められる額の時間割を支給する。

(4) 部分スト日の賃金取扱について
協定本人給の一〇〇％を支給する
新坑について採炭夫は附加給を除く内外検収、運搬夫について附加給を支給する。

(5) 部分スト明日の賃金取扱について
通常の賃金計算をする。

(6) 一時金支給条件について

イ 財源は六五〇円に昭和二十九年十二月末在籍人員（長欠、休復員、組合専従者を除く）を乗じた額と二五〇円に同年十二月末公傷ならびに長欠者人員を乗じた額との合計額とする。

ロ、配分は二月末在籍による

ハ、支払対象者は支払当日在籍者及び停年退職者殉職者とする。

ニ・支給内容は昭和二十九年十月～十二月間に於いて基準稼働方数を有するものに一率二五〇円と基準稼働方数に決定一方当金額を乗じたものとの合計額を一時金として支給する。

・一方当り金額の算定については次のウエイトにより配分する

・坑内夫一〇・〇　坑外成人男子九・五　保安夫九・一

・停年退職者、殉職者及び公傷による全欠者については一率に二五〇円を支給する。

ホ、支払期日　早急に返答する。

(7) 慰労見合の加算について

坑内夫　一〇円〇〇銭
坑外成人男子　九円五〇銭
その他の職種　九円一〇銭

を一率に臨時給に加算する。

(8) 差額金精算について

イ、坑内請負給者、坑内定額給者、坑外成人請負給者、坑外成人定額給者・保安係員請負給者・保安係員定額給者の六本建尺を採用する。

$$\frac{\text{協定による一方当り見合額}}{\text{基準一方当り実績平均賃金（但付加給を含む）}} = \text{尺}$$

現在賃金（但時間外賃金・深夜業・特定附加給）×尺

ロ、支給対象は支給日現在在籍者に支給する。

ハ、支払期日、早急に整理と打合せの上返答する。

(9) 増産賞与の取扱について
別途協議する

25日見合払について！

小委員会の交渉経過に鑑み取敢えず25日見合払を下記の様に計算支給する。

固定給者は従来通り
採炭・仕繰・掘進・坑木仲仕は4日の賃金計算を除き‥‥86％
内検・外検・運炭夫は4月5日の賃金計算を除き‥‥‥94％
但し　4日を除く職種で4日欠勤者は従来通り
　　4日5日を除く職種で4日5日欠勤者は従来
　　4日5日を除く職種で4日又は5日欠勤者は従来通り
　　4日5日を除く職種で4日5日の出勤者は‥‥‥86％
　　4日5日を除く職種で4日5日の出勤者は　94％

寮生は	固定給者	請負給者	
		4日又は5日欠勤者	4日5日出勤者
西五坑・五坑	60％	66％	73％
二坑	70％従来通り	76％	83％
新坑・六坑	80％	86％	94％

県知事
県議　選挙斗争スケジュール

1955.4.6.　大之浦労組選対委

日	曜	本部	支部	主婦会	宣伝車	伝単
6	水	↑	↑		運転手休み	
7	木				賃斗終戦処理	
8	金	賃斗終戦処理期間	賃斗終戦処理期間		地方選挙情宣	
9	土				新入神田労組町議選挙応援	
10	日	↓	↓		↑	
11	月	本部選対（午前10時）	支部選対（午后6時）			
12	火		↑	役員会		伝単
13	水		居住区選対			配布
14	木	宮田地協（午后4.30分）	↓	↑		
15	金				大之浦地方選挙情宣	
16	土			北会長中国視察報告会を兼ね各支部で計画に基き常会開催		
17	日	本部選対（午前10時）	各支部選対（午后6時）			伝単
18	月		↑			配布
19	火		居住区常会			
20	水				小竹町議選開始	
21	木		↓	↓		伝単
22	金		※ 伝単を各統制班長を通じ配分せしめ主旨の徹底を図る		↓	配布
23	土	県知事　県会議員選挙投票日			棄権防止	

「備考」　具体的活動方針については2月9日大之浦労組選対委に於て確認された具体的活動方針を踏襲する

△宮田町長選挙届出開始　4月20日　　投票日　4月30日

△11日の本部選対委は原則として総会の日時が11日前になると必然的に変更する
但し総会前日に開くことが前提である

△　11日の本部選対及び支部選対は　当日臨時総会開催のため　12日以降に変更する。確定日は電話連絡す

△　賃斗終戦処理期間は細部協定が明確でなかったので居住区常会を利用してその徹底を図る。

「訂　正」　居住区選対とあるは居住区常会のあやまり

ニュース
34

団結の力、縣議戦にも発揮す！

高口等氏に輝く二期めの栄冠
鶴崎多一氏県知事選に無念の敗退

三月二十九日の県知事・四月三日よりの県議選挙は二旬に亘り果敢に斗われた結果、炭労、貝島労組公認の高口等氏が前回を上廻る得票数をとって凱歌を奏した。

衆参選挙につづく今次地方選挙は、縣知事に鶴崎候補敗れたりといえども、鞍手郡に於ては圧倒的に勝利を得たことは、組織労仂者の団結の成果であると云えよう。更にこの力を結集して今後のあらゆる斗争に対処してゆかねばならぬ。

今回の選挙結果は次の通りである。

宮田町に於ける開票結果

有権者数	二六・六〇八票
投票数 有効	二〇・〇〇六票
投票数 無効	一・〇二一票

☆得票数☆

森武雄	四・九九〇票
高口等	九・一八八票
東知夫	一・五二六票
早川勝	三・八六七票
立石利雄	四四五票

鞍手郡の得票

有権者数	六〇・〇七六票
投票数 有効	四四・九〇五票
投票数 無効	二・二〇三票
森武雄	一三・八九三票
高口等	一三・〇九八票
東知夫	九・五五一票
早川勝	五・七三一票
立石利雄	二・六三三票

◎県知事選挙結果！

宮田町では！

鶴崎多一	一二・九九一
土屋香鹿	六・五七七
無効票	二・四五七

◎鞍手郡の集計◎

有権者数	六〇・〇七六
投票数 有効	四二・五九一
投票数 無効	四・五一八
鶴崎多一	二五・六八七
土屋香鹿	一六・九〇四

1955.4.26

☆☆大之浦労組 教宣部☆☆

ニュース

35

スローガン

※メーデー・労働者の団結で自由と平和、生活と権利を守れ！

※失業、低賃金、重税反対、社会保障と最低賃金の獲得！

※平和憲法擁護、すべての国の原水爆反対、民族の完全独立を斗いとれ！

※労働戦線の団結強化、社会党の合同促進！

※その他、サブスローガン二、三点を選ぶ

第26回メーデー大会準備すすむ！

実行委員会で最終結論を出す

メーデー大会

五月一日午前十時より、広業所車庫前広場に於て開催する・従って各地区は同時刻に開催されるべく時間厳守の上動員すること。

※各地区動員割当は次の通り・

本社一〇〇名・二坑六〇〇名

新坑八〇〇名・西五坑四〇〇名

五坑六〇〇名・六坑四〇〇名

○主婦会　各支部一〇〇名宛

※大会次第は次の通り

一、労働歌合唱
一、司会挨拶
一、議長団選出
一、議長団挨拶
一、スローガン採決
一、実行委員長挨拶
一、来賓挨拶
一、各支部代表意見発表（各支部一名、主婦会より一名三分以内）
一、宣言文採決
一、労働歌合唱
一、万才三唱
一、解散

〃各支部訪問駅伝競走〃

1．出発時刻（十二時四十分）

従って各支部選手は十二時迄に本部に集合の事

2．コース

一区　本部→六坑（役場・宮田橋・庄司橋・立石・浅場・支部前）
二区　六坑→本社（宮田橋・上大隈・貴船神社・本社支部前）
三区　本社→二坑（宮田駅踏切前・売店・病院下・二坑支部前）
四区　二坑→五坑（大之浦中学校前・八坑橋・五坑支部前）
五区　五坑→西五坑（西五坑マーケット横・事務所前・西五坑支部前）
六区　西五坑→新坑（西五坑配給所前・学校通前・変電所前・南区公民館前・新坑山の神下・病院下・売店前・配給所前・支部前）
七区　新坑→本部（新坑前・六坑売店前・事務所前・大隈町通・貴船神社前・本部前）

◇

3．人員　監督一名・選手七名・補欠二名

4．メンバー提出日

各支部は監督・選手・補欠と区分して、四月二十七日正午迄に本部教宣部に提出のこと（新聞掲載の関係上）。もし選手に変更がある場合は直ちに通知し、試合当日の変更は認めない。

5．監督会議

四月二十八日午后四時より本部会議室で開催す。

6．資格

在籍広員であること、もし違反した場合は失格とする。

7．規則

選手（イ）服装ランニングシャツ及びパンツ（マランン足袋使用も可）

（ロ）縦十五cm、横二十cmの白布に支部名を記入の上、ランニングシャツの前後に付ける。

（ハ）選手のタスキは支部別に色分けし、鉢巻も同一色とする。

（ニ）選手がブレーキした場合は補欠選手が前の中継所に引返してあらたに走り直すか、次の中継所の選手がブレーキしたところ迄戻って走り、更に自分の区間も走るか、その点については監督の判断でいずれを選んでもよろしい。

伴走（イ）選手の伴走は各支部各中継所毎に自転車一台一名に限定し、自転車以外の使用は禁止する。伴走車は必ず支部名の標識を付すること。

（ロ）伴走は宮田橋を渡った箇所より開始し、貴船神社前を最後とし、それ以上のコースの伴走は一切禁止する。

（ハ）伴走者が他坑の選手を妨害した場合は当該者の監督と審判の話し合いによって善処する。しかし選手の走力を不能ならしめた場合は失格とする。

つづく

1955. 4. 26

☆☆大之浦労組　教宣部☆☆

(二) 同一支部の伴走者が審判より二回以上注意をうけた場合は、各支部責任者合議によって失格か否かの結論を出す。

その他　尚細部については監督会議で協議する。

8. 審判員

審判長一名（本部）　中継所審判各支部一名（執行委員）　補助審判各支部二名宛、記録係二名（本部）

プラカードコンクール

(1) プラカードの審査成績については、綜合作品を主眼として順位を決める。

(2) 審査員は他単産に依頼する。

花火

開会・駅伝のスタート等に十本打上げる。

各コースの距離

一区（本部～六坑）	3.810m
二区（六坑～本社）	3.330m
三区（本社～二坑）	1.300m
四区（二坑～五坑）	1.400m
五区（五坑～西部坑）	900m
六区（西部坑～新坑）	1.500m
七区（新坑～本部）	2.500m
全区 km	14.740m

駅伝のタイムは？

所要時間の懸賞募集

※支部訪問競走において一位が何時間何分何秒で走破するか！について、懸賞募集を行う。

これが選定はメーデー実行委員会で決定する。

※該当者には左の賞金を与える。

一位　五〇〇円　一名
二位　三〇〇円　一名
三位　二〇〇円　一名

但しこの締切りは四月三十日正午迄とする。

ニュース 36

宮田町長に 荒牧敬三士氏当選

春季選挙斗争凡ておわる

笠松村合併により宮田町はあらたに四月一日より発足したため、今後四ヶ年の大宮田町の町政を任す町長選挙は町全体の深い関心を集め、四月二十日〜三十日に亘り熾烈な選挙戦を展開、労組は組織決定が白紙のため、下部組合員に正しい理解、判断を求めるため二十七、八日候補者の立会演説会を開き、おゝのうらにより立候補者の丕丁、抱負、公約を詳細報知し、四月三十日の選挙にのぞみ、降雨にも拘らず八一%という衆議戦を上回る好投票率を示した。五月一日の第二十六回メーデー当日、開票が行われた結果、荒牧氏が野津氏を一、三一六票引離して、合併後の新宮田町長として当選の栄冠を獲得した。

町長選挙の概況は次の如くである

（当選）荒牧敬三士　一一、三三一
野津五郎　一〇、〇一五

投票当日の有権者数　二六、六七二
投票数　二一、五八六
有効　二一、三四六
無効　二四〇

当選後、荒牧新町長は次の如く語った。

今回の町長選挙に当り、皆様方の絶大なる御支持を得、町長就任の栄に浴し衷心より感謝申上げます。

宮田町が笠松村との合併により全国有数の大宮田町として輝かしい発足を致しますに際し、町長に就任したことは、誠に意義深いものを感ずるのみならず、とき恰も合併を契機として諸政一新を期待するヨロンが澎湃として町内に漲りつゝあることを思いますとき、私に課せられたる責任は誠に重大なることを肝に銘じて居る次第であります。

従うに、首長としての最大条件は、その政治的良心の一語に盡きると存じますが、さきに皆様方に御約束申上げました公約につきましては、町民の皆様方の御協力を得て、力の及ぶ限り一切の障害をのり越え、これを誠実に履行致すは勿論、更には大宮田町の名に恥じない確固不動の基盤を確立致し、宮田町一〇〇年の大計を樹立致す覚悟であります。

なお、町政執行に際しましては、町民皆様の総意を正しく町政に反映せしめ、明るく、住みよい宮田町の建設にまいしん致したい所存でありますので、格段の御援助、御鞭撻をお願い致し、就任の御挨拶と致します。

小竹町議選挙に凱歌挙ぐ （山下、松嶋両氏）

若宮町議選は無念の惜敗 （稲田氏）

地方選挙の最終戦として小竹町、若宮町に三名の労組公認候補を立て選挙戦を展開した結果、小竹町に於ては桃山、毛勝地区（五坑支部）より立候補の山下富雄、松嶋留明両氏は第二期目の議席を獲得、また若宮町議選は稲田地区（六坑支部）より立候補の稲田健蔵氏は組織の絶対数の不足で強力に組織外に働きかけたが、悪条件下の苦斗空しく惜しくも落選した。

得票数

小竹町
当　山下富雄氏　二五三票
当　松嶋留明氏　二〇八票

◆

若宮町に於ける選挙結果

最高得票数二五七｝当選者
最低。　　一九四
稲田氏得票数　一五八票

☆大之浦労組　教宣部☆

1955.5.5

ニューズ 37

夥しいメッセージと祝電のやま

第13回 炭労定期大会始る

一九五五年度の炭労の行動方針、予算などの審議を行う炭労第十三回定期大会は東京芝の中労委会館で五日間の会期をもって開会の幕をあけ、賃金ストップの中で斗われた期、賃斗、或は企斗、選挙斗争の批判から論議が進められるが、国内外の各労組、団体からおびたゞしい祝電、メッセージから大会の幕は切って落された。

（竹下教宣部長は議事運営委員に選任された）

この情報は炭労並びに竹下教宣部長の通信をもって作成した。

第一日

メッセージと情勢報告

第一日は五月十日午前十時より出席代議員一六九名出席のもとに芝の中労委会館で開かれた。

当日は雲一つなく、眼い陽ざしの日本晴れ、統計的にも戦後最高の気温との由、加えて大会一杯つめかけた傍聴者で一層会場の温度を上昇させ、代議員は一人一人上衣を脱ぎ、まさしく初夏のフン囲気をかもしている。

まず議長団に、渡辺浩（三菱大夕張）、杉荷俊治（北炭幌内）、花園寛一（三井三池）の三氏を選出、阿部委員長の招集挨拶、続いて炭婦協及び各政党各友誼団体のメッセージを受けた。

その中で、最も異彩を放ったのは、社会党左派議員十数名が一列にならび、夫々自己紹介の後、選挙斗争に際しての賛辞をのべ、共々に斗う決意を訴え、勝間田代議士が右代表でメッセージをおくったことは、かってない光景であった。

メッセージが終了し、午后は、先ずスローガンの採択を満場一致で確認した。

採択されたスローガン

※請負やめて、八時間で食える賃金よこせ

※首切り、配転、労働強化絶対反対、人員を充足せよ。

※炭砿つぶす石炭合理化法案を実力をもって粉砕せよ

※社会保障制度の確立

※悪税反対、物価を引下げ、生活を安定させよ。

※労働戦線の統一強化

※民主々義を守り、官憲の弾圧をハネ返せ

※平和憲法を守り、再軍備反対

※階級政党の統一促進

※保守反動政府打倒

この確認が行われた後、直ちに渡原事務局長より中央経過報告及び、各地方本部代表より地方経過報告、各支部情勢報告に入った。

各支部情勢報告は、三菱美唄、住友弥生の選挙斗争に対する不当検束、並びに古河両竜（何れも北海道）の人員充足斗争のいきさつが報告され、また、菱炭連の高野会長より、高島の賃金カンパに伴う水増しに対して各支部に対する陳謝の意をかねて釈明、挨拶が行われた。

○本日決めた議事日程○

第一日　メッセージ、中央・地方情勢報告
第二日　情勢報告に対する質疑応答
第三日　行動方針提案説明、質疑応答（第四日午前中まで）
第四日　（午后）決算報告、本年度予算提案（小委員会付託）規約、規定の一部改正提案

1955.5.15

☆☆大之浦労組　教宣部☆☆

第五日　綜合事務所の件、予算小委員会提案、役員選挙。

☆ 資格審査による出席代議員数 ☆

北海道	七三	（七六）
九州	七八	（九六）
常盤	八	（九）
山口	八	（一〇）
直轄	二	（二）
計	一六九	（一九三）

四一名超過で大会成立

議事運営委員長　田中　弘（上山田）

資格審査委員長　金田慎一郎（三井芦別）

訂正

おゝのうら二〇三号 議長住内とあるのは 杉内を 電話連絡のさい違いでした。

ニューズ

38

情勢報告の質疑に入る（第二日）

―高島問題・処理委で検討―

大会第二日は十一日午前十時四十五分、出席代議員一七一名で成立、昨日の中央、地方、支部情勢報告の質疑応答、意見に入った。

先ず議運委より議事日程として、支部及び地方情勢報告に基く質疑、意見の後賃斗を除く中央情勢報告の質疑に入る旨の提案がなされ、これを確認、高島の闘斗に対しては処理委員会を設け、そこで八社闘斗の結論に基いて検討し、これを大会にかけることになった。

第二日

出席は北海道六九、九州八五、常磐九、山口六、計一七一名で成立、国鉄その他のメッセージをうけ、緊急動議として地方選挙のまだ残っている処は激励文を送る（常盤提案）ことを確認。役員は執行部一任。

支部報告の質疑応答はなく、地方報告に対する質疑の主なるものは、

○北海道選挙斗争に於ける統制問題、政党支持の自由に関連して問題があったのを明確にしてもらいたい。

○中小対策について、具体的報告がなされていない。重油の問題、外炭問題等についての執行部対策、その後の経過について報告がなされていない。このように一切の中小対策についての充分なる対策がなされていない。

その他、江迎にケイ肺病院が設立されるということを聞いたがその後どうなったのか。また生協連については、など質問がなされた。

また山口の火力発電の問題について具体的な問題についての説明を求めるなど、次第に熱をおびてきた。

以上の質疑が終って、意見に入った。

＝主なる意見＝

○執行部から出された労働対策の中の保安対策関係については資料の羅列である。実質的に掘り下げて、どのような対策をたてたのかを検討してその報告をしなければならない。

○階級政党の統一問題と、労農提携の問題について具体的対策をたてるべきではなかったか。

○選挙を通じてなされた不当弾圧に対しては、活潑な対策をたててもらいたい。

○選挙斗争中の「月刊炭労」の政党支持の自由の問題について不審なところがある。編集の際充分研究して編集してもらいたい。

これを更に詳しく説明すれば、次の如くである。

問題は「北海道、三菱美唄の市長選挙斗争に論説が集中され、美唄市の約八〇%を占める、労働者階級がおした吾賀沼候補が何故当選することが出来なかったか」を巡って云々批判がなされ、殊に炭労に対抗して、革新系の切崩しを行った美唄市政同盟の本態並びに岡田春夫（労農）代議士の弟である豊氏が、市政同盟の宣伝カーで保守候補の応援をした。この裏面が奈辺にあるか等々…について徹底的に追及され、この件については北海道地方大会で尚論議するということでピオリトを打っている。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1955.5.15

ニュース 38のうら

しかし、この選挙斗争を通じて発生した美唄労組、及び住友弥生の不当検束の最も大きな要素である「政党支持の自由」の問題にからむ組合としての統制上の問題をもっと大衆のものにすべきであった。殊に月刊炭労第三、四月号に掲載された横山氏の「政党支持の自由」という論文がもたらした波紋は下部組合員を相当混乱におとし入れた。もっと月刊炭労の編集についての関心の注意を払うべきであったと追及した。

――かくして、質斗、高島問題を除く情勢報告は承認された。――

午後は、松川事件の岡田被告、全炭鉱その他の挨拶披露があり、三菱美唄の不当弾圧に対し、激励電報をおくることを確認ののち高島問題について、あらゆる角度から論議が展開され、組織強化という立場にある炭労として、この高島問題が画いた影響は、まさしく炭労の組織へ大きなヒビを入れたことは事実であり、これもいつに炭労執行部及び三菱炭連幹部の指導性の欠除である点が指摘され三菱炭連並びに同支部幹部に対しては統制問題として徹底的に調査すべきであるという強固な意見も出て、最終的には「今までの意見を集約してみると、三菱炭連、中斗の指導性の欠除であることは明確である。しかし問題は統制云々……」ということとなく、下部組合員及びよろんに訴えるため、各地方代表者会議をもって、これが真実と炭労の考え方を文章化する」ことに集約、名称を高島問題処理委員会として、北海道三、常盤、山口各一、九州四、執行部若干名で委員会を構成、検討し、大会にはかることに決り、

午后四時四十分、第二日を終った。

本日の午後の質疑の主なものは次の如くであった。

（高島問題について）

○昨日の説明の中で「水増しをせざるを得なかった」とあったが、本当にそうであったか。

○八社闘斗で追加支給の指令を出しているが、八社闘斗にその権限があるか。

また意見としては、高島関係で採炭の実績がわかるので水増しの準備を了解しなければならないのではないか。

○組織問題まで発展するおそれがあるから統制問題として処理すべきだ。

○統制問題として、高島幹部の良識ある措置を期待する。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

ニュース

39

室井労組支援等の動議採択す

けう、行動方針を提案（会期三日延長）

大会第三日目は十二日午前十時から一四七名の代議員出席で開かれた。午前中は中央情勢報告中、残っていた賃斗経過報告に対する質疑を行い、午後に入って行動方針に対する山口から四点にわたる修正案の提出、これは明日討議することになり続いて四つの緊急動議を採択、午后四時五十分閉会した。

大会第三日

出席人員一四七名。北海道六八 九州六一 常盤八 直轄二

日中友好協会 その他十数団体よりのメッセージ、祝電披露の後、長崎県飯野労組の殉職者に対する弔電をおくることを確認。

＝賃斗に対する質疑＝

①執行部は今次賃斗を産業別の限界斗争と思うか、それとも企業内の限界斗争と思うか。

②八単産共斗に対する炭労の考え方

③中斗が行った賃斗批判書は小学生の綴り方程度のものであることを前提として、

(イ)大衆斗争が軌道にのっていなかったと云っているが、下部の実態が果してそうであったか、むしろ中斗自身大衆斗争を指導しなかったのではないか！

(ロ)政策変更のための斗いが組まれたが、中斗は政策変更の解釈をどう判断したか。

(ハ)賃金カットの斗いに、自信がなかったのではないか。

(ニ)中労委を介入させた理由如何・結論的にはこちらから歓迎したのか、受けねばならない立場でうけ入れたか。

(ホ)共斗疲・炭労がこれに頼ったきらいがあったのではないか、戦術委員会はどう判断していたか

(ヘ)選挙斗争との関連については不満足な斗いで終ったというが、山元は賃斗と選挙斗争との関連について徹底的な教宣をしたにもかゝわらず、かゝる解釈はどこから判断したか。

(ト)よろんが非常に悪かったというが、よろんとはどの階級をさしているか。

④斗争スケジュールであるが、八単産共斗に於ける・私鉄を春季斗争のチャンピオンにした理由如何。既に私鉄のベースアップの枠がレールとしてしかれていたものではないか。

⑤情勢判断についてであるが、中斗の考え方・見方に山元幹部及び組合員の間に情勢判断の相違があるのではなかろうか。

⑥政策変更は執行部のいう社会的機構改革がなされない限り不可能なのか。

⑦請負給廃止の斗いについて、北海道の奈別では実質賃金が下った問題があるが、中統はこの斗いについて、明確な方針を欠いでいたのではないか。実質的にこの斗いは散発的に終っている。これは十分批判すべきではないか。

⑧最終時に於ける中労委と三役の秘密交渉は・どのような考え方か。

⑨資金対策が全然組まれていなかったが、その点についての方針をどう考えるか。

⑩なぜ十二月末協定をやったか。

（答弁）十二月がよいということでなく、当時の状況を考えてやった。

⑪二二〇円で落付いたが、私鉄の妥結から止むなく出したか。

（答弁）二二〇円という額は私鉄の比率からおして、これ以上とれぬというのではなく、額面を判断して解釈を考えた。よろんの効果も考えてのんだ。

⑫批判書の中に戦術についての問題がふれていないがどうか。

――うらにつづく――

☆☆大之浦労組　教宣部☆☆

1955.5.16

⑬三〇〇円を最高限度云々という執行部の考え方があったとされるが、そうか。

⑭三・五〇〇円の要求は大衆のよろんとしてはじき出された要求であると放言してきたが、執行部の答弁の中ではよろん調査はなんにもならぬという表現がなされたようであるが将来はどう考えているのか。

等の質疑が行われ、つゞいて意見に入った。

(1)私鉄の六・三七%を絶対的なベースアップであると認めたとするならば、執行部の判断は誤りである。

(2)三・五〇〇円が唯単に圣営者と組合とで話し合いがなされるだけであるならば、三・五〇〇円というベースアップは当初より不可能であったと認めるべきだ。問題はわれわれが指向する政策変更と三・五〇〇円をどう結びつけて、圣営者とどう突き上げてゆくかが、大きな要素であった筈だ。

(3)よろんが非常に悪かったというならば、三・五〇〇円の要求は当初より考えるべきであった。と判断する。

(4)大会が終れば直ちに賃斗であるという考え方に立って、今後前段斗争を強力に行うべきだ。一応の限られた期間内における前段斗争では何等成果はあり得ない。

(5)中労委を裁判所であるという観念的な考え方を排撃すべきだ。要は彼等をどう利用し、どう突き上げてゆくかを斗いの中に組むべきだ。

などで一応意見を打切り、尚言いたいこと、どうすべきかの問題については行動方針の中で論議することにし、とりあえず賃斗の報告書及び批判書を確認してほしいと議長の議事集約を了承し、満場一致確認した。

しかし乍ら、終始二三〇〇円のベースアップに対する不満は代議員より痛烈に指摘され、殊に最終的段階における妥結状況は中労委介入と併せ徹底的に批判された。

第一号議案　行動方針を提示！

ついで第一号議案である一九五五年度の行動方針の提案に入った。

約一時間半に亘る提案説明の後、議運は今後の議事日程について審議、今期を現在のところ、二日間延長することを決定。

直ちに質疑に入ろうとしたが、北海道より緊急質問ということで、月刊炭労三、四月号掲載の「政党支持の自由の問題」について、武守の考え方について論及し「みりそのにも、かゝる論文を出した編集部の責任が徹底的に追及され、編集部長は勿論のこと、炭労執行部として陳謝がなされた。

代議員は陳謝のみで事足りるという考え方は了とされない。問題はこれがもたらした影響はわれわれの同志が今後法廷斗争で斗わん占を云っていることが、はげしい口調で発言されたが、執行部は一言もなく、要は今後の斗争の中で自己批判してゆくことが決意として出され、代議員もこれを了としてこの問題を打切った。

◇行動方針の説明について、山口より四点にわたる修正案が出された。

(1)二五頁中段の一行目「この方向……確認しておく必要がある」を「この方向に向って努力する必要がある」に訂正

(2)三三頁中段の五行目「又総評各戦闘……その実行に努力する」を削除

(3)三八頁上段終りから四行目「転載し」を「踏襲し」に修正

(4)一九頁の賃斗の妥結权について十四社の統一斗争ということであるが、山口炭労に三社を委譲してもらいたい。

これについて(3)点はよいが(1)(2)(4)点は見解の相違があるので、明日討議するという執行部からの答弁がなされた。

〝緊急動議出る〟

炭婦協　富士山麓の問題をとり上げ、米軍・関係官に対して抗議と、反対している団体に炭労・炭婦協の名で署名運動の展開、大会終了後、現地に行って激励をおくってもらいたい。

これに対し、圣費の問題もあり執行部で検討して考え方を出すことになった。

貝島新入共同提案　○宮井労組の法廷斗争を援助し、財政的な援助を行ってもらいたい。

（答弁）当然援助しなければならない。財政援助は炭労・九本と連絡をとってやりたい。

○政府に対し、重油・外炭問題について抗議するため代議員を派遣してもらいたい（田川）

これを確認し、第三日を終る。

ニューズ

40

組合員のナットクのゆく方針を

……行動方針・十六日の小委員会にもちこむ……

「炭労大会四日め」

大会第四日は、十三日午前十時より、代議員一三九名出席のもとに開かれた。本日は昨日行われた行動方針の説明に対する質疑を行ったが、最終的には小委員会で討議することになり、続いて行動方針・予算・高島問題処理の小委員会構成を発表、確認を受け最終に緊急動議として「田川の選挙弾圧」「小倉労組の斗争」に対する激励打電の確認で午后四時四〇分終了した。

◎出席代議員、北海道六三、九州六一、常磐九、山口五、西部一、計一三九名

緊急動議（九州炭労提案）
「大辻労組の斗争に対する激励」

つゞいて、行動方針に於ける情勢分析について質疑応答を行い、論議がなされた。

即ち、行動方針の作成要領が、従来と異って、国際情勢、国内情勢の分析から入らず、現在の職場や各山に於ける情勢の分析から入っているが、従来通り国際、国内情勢からやるべきでなかったかなどいろ〳〵論議が交わされた。

主なる質疑

○職員給廃止の斗い方については戦術的ではなかったか。
○合理化法案についての対策が余りルーズではなかったか。
○高利貸対策は従来どういう風にやったか。
　生活協同組合に対する執行部の考え方はどうか。
○青年組織の確立についての執行部の考え方如何
○実態の伴う要求とは
○労農ていけいとは

等いろ〳〵論議をかわした後、意見発表に移った。

主なる意見

○情勢分析では新しいケースであるが、客観的な情勢分析の挿入が必要である。

○〝われ〳〵はかく斗う〟の内容だけでは、情勢分析に基く炭労の方針が打ち出されていないため、大衆は現在の情勢がどうなっているかゞわからない・問題が独占排除の斗いであるとするならば、独占に対する分析　或いは他産業の実態がどうあるのか、国際情勢の発展がパリ協定以後どのように変化しているのか、をつけ加えるべきである。

○集団交渉にしろ、高利貸対策については、もっと具体案をつくれ

○自然減耗に対する定員斗争はあまりにも消極的であるので、自然減耗であろうが、なんであろうが、定員斗争を積極的にやれ。

○合理化法案に対する反対斗争を具体的に、組合員が納得出来る斗い方を示せ。

なお、賃斗に於ける集団交渉の問題、職員給廃止の斗い方、保安・労働関係法案に対する斗いさ、山口地本からだされた期斗に於ける興炭労その三社の移譲、借金対策問題について意見が出されたが、最終的には集団交渉・借金対策・保安労働法関係の改悪反対に対する斗い方、職員給廃止の斗い方については、ここで論議する訳にはゆかないので、小委員会に付託することになった。

緊急動議

選挙斗争中に於ける警察の組合活動介入に対して斗っている組合に対して激電を発する件
（田川・峰地・大峰・方城・上添田共同提案）

小倉労組[illegible]に対する斗争に激励文の打電
（九州地本提案）

以上を確認し、午后四時四十分第四日を終る。
本第五日目は行動方針の審議未了分並びに第二第四号議案及び決算報告に入る予定。

1955.5.16

☆☆大之浦労組　教宣部☆☆

ニュース 41

職場居住区の組織化を論議

○行動方針審議
○予算審議
小委に付託

行動方針の審議一応おわる。

大会第五日目
5月14日

大会第五日目は十四日午前九時から開かれ、平和擁護委員会代表のメッセージをうけ、代議員一三七名出席の上成立した。

前日に引続き行動方針の「組織を守る斗い」について論議されたが、最終的には、居住区、職場での斗いの組織化が根本問題である。

その上に立って青婦の問題、或いはサークル活動等の諸問題を出し、この組織化について具体的に検討する必要がある。

また、炭婦協の育成強化についても、具体的に検討する必要があるというので、小委員会に付託することになった。

行動方針に対する主なる意見

○脱退労組に対しての対策が不十分である。今少し親切さをもって検討してもらいたい。

○全炭鉱の統一問題については、もっと突込んで検討すべきだ。下部の地区労及び総評の強化についても明確に出ていない。

○世界労連、自由労連との関連についても明確さを欠いている。

○社会保障についての具体的斗いが充分でない。労働プランについてもプラン倒れする危険が多分にある。真剣に研究して方針をたてるべきである。

○階級政党の統一育成強化の問題については、筋をとおして組合の主体性をあきらかにして統一強化をはかるべきだ。

＝これらの意見を一括して小委に附託＝

午后は、決算報告、監査報告がなされ、多少の質疑応答の後、原案通り可決された。

一九五五年度予算に入る。

今までの会費一六円を二〇円に、斗争費の見合分として三円五〇銭、政両建費一円五〇銭、計二五円という値上げ提案に対して、九共斗・三菱関係、明治など夫々値上げ反対、又は修正意見がだされたが、これも小委員会に附託された。

これに関連して機構を改正（専従者を減らすか減らさぬか）するか、しないかをはっきりせよということで採決の結果、現行のまゝ九六、専従者をへらす四二　保留一三で機構は現行通りという考え方で、会費の問題と併せて小委員会に附託。

規約改正について

教宣・編集両部の統合。外局を設置し、本部役員とする。救済規定の一部改正。

以上三件の提案に対し、教宣・編集の統合については若干異論が出たが、三件とも確認された。綜合事務所建設についての提案に対して時期早尚であったがこれも了解

緊急動議（本部提案）

斗争中の全鉱に対し、激電を送ることを採択の上、午后五時半終了した。

会期・更に延長

五月十七日朝、九炭労電話によれば、役員選挙をめぐり、会期は更に十七日も延長されることになった。

1955.5.16

大之浦労組　教宣部

ニューズ
42

大辻斗争は何を教えたか。

220円のベースアップの固定給くり入れを会社にみとめさせ、勝利のホコを納めるまで

大辻炭砿においては四月十八日～五月十二日まで、昭和二十九年十月以降の新賃金斗争を展開したが、会社は貝島並みの賃金上昇分二二〇円、一時金六五〇〇円は四月十八、九日に提示、当然貝島労組と同一に固定給繰入れが当然の処理であるにも拘らず請負給繰入れを主張した為め、これを巡って労資双方が対立、地方選挙の余波も伴い、遂に大辻労組が独自で実力行使を敢行し、下部大衆の団結の力で完全に組織を守り通したのは、（おゝのうら二〇三号）既報の如くである。

この斗争は友誼労組の支援のもと、家族ぐるみの斗いであった。ということは下部組合員も結成間もなき炭婦協、青年行動隊員が、今このまゝで放置すれば、組織は分断される。この際大辻労組の底力を会社にみせしめなければならぬという固い決意と勇気をもって斗ったからである。

一応この問題については一〇〇％の組合要求はみとめられたが、あとにまだ、ふみにじられた賃金と労働条件に関連する問題が残っており、今後もつとめて指導と緊密な連絡をもって処してゆかねばならぬと感受した。

想えば、数年に亘り大辻労組が貝島労組の斗争に依存し、凡ゆる条件が斗わずして貝島労組に準ずるという無血勝利の欠陥をいかんなく暴露したものであり、会社の労組対策も労働条件に向けられ、組織の弱体化に向けられていたことも察知に難くない。

われわれ労働者は生活と権利を守るためには、斗争は宿命であり、また団結であり、斗争なき組織は弱体化し、間隙、ゆるみを縫って資本陣営の組織切崩し、弱体化をはかり、利潤追及の要をむさぼらうとする事実を、身をもって知ったのが大辻斗争の教訓であった。

交渉の圣過

四月十八・十九日　会社提案

会社提案・二九・一〇～三一現行協定延長

三〇・一～三一・二二〇円（税込）増額

一人当りに直すと、坑内一〇円四〇銭、坑外成人九円五〇銭、其の他坑外九円一〇銭以上を請負給に繰入れる。一時金六五〇〇円支給。

組合「固定給中、臨時給繰入れ主張」

四月二二日・新賃金交渉について、という情報を会社組合員に配布

四月二四日・総決起大会

四月二五日・スト权集約

スト賛成六一〇・しない一一七　その他一五

五月三日・四日・事務折衝　進渉なし。

五月四日・遂に五日午后三時迄の期限付申入れ、六日以降の行動の自由留保

五月五日・会社依然固執、組合斗争態勢確立

戦術委・斗争委、実力行使決定（七日・時間外拒否・八日公休出勤拒否（二四時間スト）十・十一日四十八時間スト）

五月六日・スト突入通告、貝島労組よりニュースカー支援、遠賀地協・大正労組・九炭労

五月七日・時間外拒否

五月八日・二十四時間スト（公休出勤拒否）

総決起大会（午前十時）ニュースカーにて支援・デモ、各坑口にピケラインを張る。

（本事務所前・二坑々口・新大辻）

〜〜〜うらにつゞく〜〜〜

1955. 5. 17

五月九日・第一回代表折渉・
会社「早期解決したい、出炭奨励金三〇〇円で
　ハッキリしたい」
第二回代表折衝・組合「固定給に入れる」
会社「配分を七・三で請負・固定給に入れたい」
俸給交渉の由要なく、遂に交渉は進捗せず・
十日一番方より遂に四十八時間ストに突入・

五月十日・第二波・スト破りに備え、三ケ所にピケ五〇〇名・ニュースカー早朝より情宣活動を行う・午前九時三十分より・二区広場にデモ隊一・五〇〇名集合、社宅街ジグザグデモ・職員社宅→所長宅→鉱業所では坐り込み七時間に及ぶ・午后七時から団交確約させる。団交依然進捗なし、斗争委徹夜で戦術ねり、戦術として「十二日は時間外拒否、会社の反省期間を与えるため十三・四・五日は七十二時間スト、十五日に非常事態宣言を発する」を決定した。

五月十一日・本日も交渉の進展なく、昨日の戦術委の決定を斗争委にかけ十四対十二で戦術委の結論を確認したが、下部大衆の団結と決意は固く、遂に組合にデモをかけ、斗争委員長、炭労指導委員など四時間に亘り吊し上げを行い、斗争委員会の再開と十三・三・四日の七十二時間ストに戦術を変更させるなど大衆の力で再決定を行わせた。

五月十二日・交渉は本日もつづく、また第三波七十二時間ストに突入した。
午后三時・会社は「二二〇円は固定給に入れる然し、生産協力を今後願いたい。三〇〇円の増産賞与はそのまゝ支給する。不当労働行為など行わない。広場・福住居関係の要求については今后誠意をもって話合う」――ことで了解点に達し、午后四時二十分スト中止を行い、
額というより、大辻労組の組織をかけてのはげしい斗いは、労組の勝利のうちに幕をとした。

※貝島よりは臨機応変に、可能なる範囲により
　ニュースカー、執行部よりの応援を行った。

ニュース
43

企斗.期末の三权を委任

小委員会 行動方針を大巾に修正

XXXXXXXXXXX

大会第七日目の十六日は昨日の予算、行動方針、高島問題の小委員会の報告があり、とくに行動方針については大巾な修正を行いそれ〴〵確認した。企業整備、期末斗争、規約改正についての委任するかしないかを無記名投票を行い、絶対多数で中央に委任することを決定した。つゞいて行われた役員改選は対立がでてこれを調整するため一日延期し、明日に持越された。

XXXXXXXXXXX

七日目の経過

大会第七日目は十六日午前十時から開催、昨日もたれた各小委員会の結果発表がありこれを確認した。

予算小委員会

執行部提案の斗争費、経常費を一本にして二十五円の提案に対し、斗争費、経常費の二本建てとする。斗争費五円、経常費は節約することを前提として四円の増額を三円に切り下げる。

会費を完全に納入してもらう。会費納入人員については新執行部で支部における長欠、臨時夫の人員を調査して妥当な会費納入人員を二ケ月以内に調査し、その報告に基いて遡及徴集する。

以上の考え方で小委員会の結論を確認した。

高島問題処理委員会

高島問題が起きたのは組織上遺憾である。この責任は斗争委員会、菱炭連、高島労組幹部が負うべきである。但し現在の炭労組織から考えて内部的機械的な統制は敵に有利な条件をあたえ、組織に混乱をおこすのでそういう方向では妥当でない。問題の本質を明確にして自己批判を行うと共に、炭労全体として総括的な自己批判を行う。

以上の委員会結論と合せて、菱炭連会長からの陳情の意志表示、炭労執行委員長として自己批判の挨拶があって確認した。

行動方針小委員会

情勢分析の項について「われわれはかくたゝかう」この標題を全文にわたり修正独占資本の発展過程、これに対する態度、最近の国際情勢を入れることを条件にして修正

借金対策

一三頁中段一七行目「これを通じて崩れる」を「弱める」に修正

請負給廃止

一五頁中段二四行目以下修正

▽骨子・賃金斗争におて要求書は次期大会において決定するが、妥協的な要求書の考え方を払って組合員の望む基本的な立場に立って要求書を作るということで確認する。

交渉方式

一六頁上段、原案では対角線交渉を最低とするとあるが、これだけではなくそれ以上に大会以降集団交渉を獲得するためのあらゆる努力を払う。具体的交渉方式は次期大会で決定する。

一八頁中段二三行目〜下段一二行までは削除する。そして新らしい字句を入れる。

合理化法案に対する斗い方はこれを修正させるという形ではなくこれに反対する。われわれの手によって新しい合理化を斗いとる基本的態度を明確にする。そのための実力行使权を集約する。

二四頁下段一〇行目の次に青婦対策を挿入第七項として「地方組織の強化」を新らしく入れる。

二三頁上段、二二行目の「総評の強化」についてわれわれは責任をもって総評の先頭にた

大之浦労組 教宣部
1955.5.20

立って斗いを進めるという考え方を具体的なものを入れる。

三三頁下段一四行目「いずれにも偏しない中立的思想を……を」「いずれにも偏しない立場」に修正

三七頁下段末尾の「積極的」を削除、三八頁上段全文を修正

三九頁上段三行目〜三行目「しかし……無視するものではない」を削除する。

三九頁下段の八行目に「权利を守る斗い」を新たに入れる。

執行部並大会に対する要請

社会保障の斗い方について社会保障を拡充するという考え方を執行部は努力してもらう

労働プランの斗い方の推進について具体的内容を本大会に提案することは困難であるが行動方針を具体化することによってこれが進められるので行動方針をそういうふうに発展させてもらいたい。

权利を守る斗い方について組合員一人一人の大衆斗争までもっていくように啓蒙指導をしてもらう

以上の要請を含めて行動方針を修正確認した。

緊急動議

上山田組合員殉職者に対する弔電（確認）

〃午后（二時半より）〃

本部提案

日鋼室蘭へのカンパ、中小鉱カンパを原案通り確認

日鋼室蘭については一人二円づつ五ヶ月間徴集することの中から一〇、五〇〇万円の赤字の一部を消化する。

立川、新屋敷、中島の各労組は長期斗争を行い、中小の斗い方の基礎をきずいた。このことを炭労の組織的立場から判断し組織的斗争を強化するためカンパをやるべきである。

従って中小カンパ二円を三月まで徴集していたがこれを五月まで延期する。取り扱いについては、九本にまかせる

最后に企業整備反対斗争並びに石炭合理化反対斗争の三权集約、期末斗争の三权集約、規約改正の三件について無記名投票の結果 ——

企業整備、石炭合理化反対斗争
　投票数　一九一　委任する　一八七
　委任しない　一　白紙　三
期末斗争
　投票数　一九一　委任する　一八七
　委任しない　一　白紙　三
規約改正
　投票数　一九三　委任する　一八五
　委任しない　八

以上で委任することに決定した。

これが終って役員改選に入り午后六時に立候補受付を終った。立候補者は次のとおり

委員長　阿部竹松
副　〃　原　茂
　　　　藤岡三男
局　長　湊原
　　　　古賀（対立）
次　長　勝野
総　務　逢坂
財　政　下見
総　評　石黒
中　小　渡辺
生　産　中川
　　　　柏倉（対立）
教　宣　黒田
副　〃　西影
　　　　原田（対立）
法　規　蛇谷
調　査　直江
副　〃　上村
厚　生　佐々木
組　織　森谷

以上のように対立候補が出たので、議長団・議運で協議した結果、組織的な問題もあるので一応この問題は各地方本部の代表者間で、事態収拾のため協議することになり、深更まで協議したが結論がでず、大会を一日延期して十七日午后一時から再開することになった。

ニュース

44

第六回之炭労定期大会開催　六月六、七、八日の三日間、福岡消防会館で開催し、一九五五年の行動方針、役員改選を行う

『宮田町議選挙対策』決る

新たに〝労組に政治局〟設置

七月十日頃改選申入れる

臨時総会（第1日）

炭労第十三回定期大会報告、宮田町議選対策とこれに関連して規約一部改正政治局設置などを審議するため五月二十七、八日の両日五坑会館において臨時総会を開いた。総会第一日は二十七日午后二時五十分より、出席代議員一九一名（定員三五一名）十五日のオーヴァーをもって成立した。

▽招集挨拶（富山組合長）

昨年以上困難な客観状勢の中で生活を守らねばならない。これを乗り切る為めにはより内部態勢を固めることである。

組織、団結の強化は一人一人の意志の統一が必須条件だ。来る地方選挙の感情を排除して、団結にヒビの入らぬよう願いたい。炭労の本年度の行動方針は決定したがどう生かすかゞ問題である。これを我が足場でも生かしてゆきたい。協力をのぞむ。来るべき町議選においても組合が公認する候補全員を当選させる決意でのぞみたい。

本日の臨時総会に於て、こうした意味から充分御審議願いたい。

▽議長団、議運委資格審査委、議事録署名委員選出

議長団・野川（新坑）大塚（本社）
鶴川（二坑）
議運兼資格審査委・各支部より一名
〃　委員長　相楽執行委員
議事録署名委員
平田（本社）　藤田（六坑）

冒頭、議案のとりあげ順位で論議がかわされ対立したための採決を諮った結果、決定されず、資料配布に対する執行部の意見を再陳、議運は次の如く議事日程を議場に諮り異議なく確認され議事を進めることになった。

1、一部規約改正の件
2、宮田町議会議員選挙対策の件

※第一号議案を上程し、これが説明を吉田書記長より行った。

(イ)組合規約一部改正の件（別記）
＝細則に政治局を設けるための政治局規程を挿入する＝

この議案に対する質疑応答並に意見の主なるものは次の如くであった。

質　政治局設置迄に組合運動は発展しているが生活を守り、文化向上が先決ではないか。時期尚早だ。

質　政治局員非常駐は今後にジレンマに陥入ることはないか、設置は賛成である。

答　中央炭労は現在三名の政治局員がおり活躍している。当面非常駐は執行部と切り離し、議会で活躍してもらうことが現情勢で妥当と考える。

―補足―　来るべき町議戦を有利に展開する事と関連がある。前回は惨敗した。今回も公認制を強化し、組合との緊密性をもたせ、執行委員と議員の兼務を排除すべきと考える。兼務による執行面の支障を防止し、併せて組合、議員の相互連絡のための政治局設置が必要である。

質　将来政治局担当を設けるのか

答　その考えは現在もため。

質　規約で執行委員との兼務はできないとあるが、規約発効の時期は。

答　発効はこの総会で確認を得れば発効する。

＝補足＝　規約は全組合員の無記名投票で決定する。手続準備が間に合わねば総会の決定でゆきたい。

―つゞく―

1955.5.31

☆大之浦労組　教宣部☆

質　憲法上と政治局の関連は

答　労組の正式機関決定なら憲法違反にはならないと考える。憲法二八条では勤労者の団結権が保証されている。

議長　組合員の無記名投票が目前に控えた町議選挙に間に合わぬときは　本総会の決定を採用したい。との執行部の要望であり、本日無記名投票を行いたい。

この提案に対し議場異議なく無記名投票の結果は次の如き票決により、規約一部改正は可決確認された。

投票総数	二一三票
執行部提案賛成	一八五〃
反対	二四〃
無効	四〃

※第二号議案　町会議員選挙対策の件

——別紙プリントの如し——（町下教宣部長）

本組合長補佐提案本

改選時期判断は現在町内においても有志団が相当動いている。執行委員会もこれにつき次の如く時期判断を行った。

イ　総会終了後直ちに銓衡委員会を開き早急に準備を進めてゆきたい。

ロ　期末手当斗争の時期を考慮し、七月十日を改選期日と考えるので総会の確認を得たい。

との説明後、質疑に移ったが、主なるものは次の如くである。

質　(1)認識を深める教宣活動について
(2)摘発隊、ピケ隊を具体的にどうするか。

答　(1)天下り的公認候補でなく、銓衡委員会で選出するのが最善の方法で民主的だ。
(2)主旨徹底のため、伝単、ニュース、スローなどで教宣したい。居住区に組合外から喰込みがあると聞いているときく、この防止のため、はげしくなる公示後の十日間強力に阻止したい。

質　摘発、ピケ隊は法的によいのか。

答　実例がある。

質　時期的に逆効果にならぬか

意見　執行部から出すべきでない。二派かけては下部はついてこない。
組合の早期改選の時、町議選挙があることが分っており乍ら、組合役員に立候補の際、組合のため一生懸命やると誓ったではないか、町議立候補のため休職となり、落選したらまた執行部に居座るという考え方は反対である。

答　十分意見をとり入れ執行委で結論出したい。

質　統制上の問題をどう考えるか

答　規約に統制がうたってある。規約は組合発展のためのものであり、統制は強制的なものの総会決定と精神的なものとある。

外部のもののための運動は　組合のためにならないという覚悟の上に立ってのぞんでもらいたい。

質　強い表現では組合員に与える影響が大きい。公認が落ち、自由立候補が当選した場合問題おこらぬか。

答　責任をはっきりさせた方がよい。

質　推薦は認めるか。

答　定員の枠内で認める。

質　新坑では定員外の自由立候補を聞いている。
要綱以外に強い銓衡方法があるか

答　十名も自由立候補があると云われている。顔ぶれをみて態度を決めるべきだ。
組合を愛するなら　協立は避けるべきだ。立候補するような人は良識者であり、説得すれば調整出来ると考える。不可能の場合は予備選挙も考えられる。

質　(1)自由立候補して当選したとき、政治局員になれるか。
(2)非組合員の立候補を阻止出来るか。

答　(1)政治局会議で決める
(2)組合員からの立候補が基本方針であり、定員外なら支部選対で決めたい。

質　公認以外の運動を行った処罰は

答　そういう考え方がない様努力するが、もしあった場合は賞罰委員会でとり上げることになると考える。

質　選挙の自由という考え方が組合員に強い、ピケ隊の項の削除を

質　統制のないところに団結はない。選挙要項は必要だ。無記名投票は予備投票ではない。立候補者でないから。居住区一本の方法は誤りだ。

答　要項は全組合員から有能の人に出てもらって、税金問題についても町側が有利のようであるし、強制的な統制の下で対抗する意志がある。

ついで、ピケ隊の修正意見について執行部は選挙に関しては選対一任であり、述べられた代議員の要望意見を充分参酌して選対で結論を出したいので要項の精神を酌んでもらいたい。

意見　われわれは先ず社会的にどの様な立場にあるかを考えねばならぬ。われわれは労働者であり今後の問題においても強度な統制が必要になってくる。従って賛成である。

以上の如く白熱的論議がかわされ、挙手採決の結果大多数をもって確認、宮田町議選に対する選挙対策を決定し、午后六時二十分、第一日を終った。

ニューズ 45

定期大会に備え予・決算小委員会設置
[redacted]構成を可決

臨時総会第2回

五月二八日午后三時二〇分、出席代議員一八三名により成立。昨日に引続き五坑会館で開き、(1)三十年度（一九五五年）予、決算小委員会設置に関する件・(2)第十三回炭労大会報告 (3)[redacted]構成（各支部二名の委員をもって）することなどを確認、決定した。

なお、三权集約については企斗の本指令が発令された後、臨時総会を開き行うことになった。

本日の議長団、議事録署名委員などすべて第一日のまゝを確認し、野川代議員議長席につき、(1)(3)などを議場に諮り質疑なく可決し、(2)の報告は吉田書記長より八日間に亘る審議事項であり長時間を要するので、予め資料の配布また前回の臨時総会で原案の説明を行っており、従って次の七項目に集約し報告に移った。

第13回 炭労大会報告を確認す。

(一)高島のカンパ水増し問題
(二)賃斗批判について
(三)一九五五年の行動方針の件
(四)予、決算、中小カンパ、白鉱室蘭のカンパについて。
(五)規約改正、総合事務所建設の件
(六)石炭合理化法案反対斗争の件
(七)役員改選の件

以上七項目について一時間余報告を行った。これに対する質疑応答、意見の主なるものは次の如くであった。

議長より七項目を一項目あて質疑を行い、最後に総合的に質疑、意見を発表することで議事を進めた。

一 高島のカンパ水増し問題について

質 (1)八社の賃斗で他のブロックはカンパは行わないう方針であったが九州はカンパしたから大手八社が還元すれば九州も還元してもらいたい。

(2)朝日新聞に対する抗議について納得がゆかぬ。

炭労から行った。

答 (1)九州のカンパに対する還元は種々あり還元を見送った。福岡大会の批判の中から了承したカンパであった。

(2)誤報の分は誤報として東京では取消させたが、報道を全面的に否定し得ないものがあったという感じだ。組織上の問題があるということで諒解願いたい。

質 (1)前大会では屈辱的批判でカンパした。朝日の組織分裂の意図は重大である。出席代議員の所見は

(2)自己批判はどういうことか。

答 (1)委炭連の大会で自己批判となっているが情報受けていない。他産業にも影響が大きいし、組織に影響のないよう寛大に処置した。組織上の問題がなければもっと朝日に強く抗議したと思う。

(2)委炭連大会の結論みて情勢判断せねばならぬと考えている。

二、賃斗批判の質疑に移る。

質 前、後段斗争で態勢のもり上げを行い乍ら、部分スト第一日で妥結したが、中労委の介入、阿部委員長と資本家との関係に疑惑をもつが。

答 賃斗で(イ)中山私案を蹴った場合、(ロ)私鉄のあっせん案を基準としたものを拒否した場合 (ハ)休閑山の社会情勢 (ニ)独自で炭労が斗った場合などを考えよろんがわれわれに有利かどうか、主体制を考え、第三者の介入ない妥結は困難と判断し、妥結の時期と判断した。

阿部委員長が資本家の間においてどんなことがあったか聞いてない。

三、行動方針は質疑なく

四、予、決算の項に移る。

質 炭労は一三九〇万円の赤字でその補填を三ケ年間会費値上げでやるとは健全財政でない。予算編成にどう意思表示したか。

答 二四年度から未納会費が財産として要注意しており毎年償却が当然で前大会でも指摘された。経常費削減は活動が不活発になるし、補填は値上げに頼らねばならなくなる。会費値上げは小委員会で検討した結果、止むを得なかった。

大之浦労組 教宣部

1955.5.31

え共斗　三菱など反対したが、多数で押し切られた。

意　組合費減少で機構改革を行っていない。財政確立してこそ強力に斗争が出来る。中央は財政確立について良心的にやってもらいたい。

五、の規約改正について

質　綜合事務所建設の財源は

答　建設準備金の次期大会に提案するということで了承した。

六、の石炭合理化法案反対斗争について

資料が流れていないので説明を求めた。これに対し、執行部より、

昨年末から出炭制限など行われ、法的に経営実体を勘案して法律化しようとしている。政府資金の投融、不良炭の買上げ、坑口開設許可制、コスト低下のため、五万人の失業が出る。独禁法から一歩のりこえ、独占資本がカルテルを行うために、企業合理化首切りがあると判断する。

この法案の実施のハネ返り、首切合理化、石炭産業だけにするが、法案に対し積極的に吾々の考えている合理化を打出さねばならない。全斗指令一、二、三により十二分に教宣やってゆきたい。

六月一日は態勢確立（全斗指令第三号）であるが指令違法で行っていきたい。未だ斗争委は論議していない。

質　一昨年の労仂三法改悪反対斗争で山元の圧力が中央に響かなかった。支持政党は果敢に斗うであろうが、国会共斗はどうか。

答　昼夜、街頭に影響してくる。資料がまだできていない。

法案提出は過去のコースで議会に出されるであろう、と考える。炭労のみでなく、他産業、国民的に働きかけねばならぬと考える。

大会前に五年先にどう影響するか現在労仂部で分析中である。（労務費の面など）六月一日については教宣が出来ていないが、居住区大会で教宣を行いたい。

七、役員改選については異議なく

綜合的に請負給撤廃問題について若干の意見の発表があった。

以上炭労大会報告は挙手をもって満場一致で確認した。また全斗の三件規約の無記名投票については正式指令をうけたとき、臨時総会で行いたいとの執行部案を確認の上午後五時五十三分、二日に亘る臨時総会を終った。

ニューズ 46

"政治局規程"決る！

賃金補償 専従者給与 の件も確認

統委員会

前回の委員会（五・二六）で保留となっていた（政治局規程）と賃金補償及び専従者給与の件についての審議を行うため、統委員会を臨時総会後の二十九日午后三時より本部会議室に於て、委員四十名（総数六九名）の出席のもと、前回通りの役員により開催、第一号議案の「政治局規程」は種々論議が重ねられ、再修正提案の結果、原案通り絶対多数で可決、第二号議案も提案通り確認された。

（一） 政治局規程の件

「前回の意見を参酌して、第二条は本則に挿入し、前案の如く修正提案する」との吉田書記長の提案により、先ず逐条により最后に一括審議を行うとの審議方法で進められ、第一条＝異議なし、第二条＝「公認者として」の字句を削除せよの意見があったが、組織として統制上よりも必要という意見が大勢。第三条＝字句の配列で異論があったが結局異議なし。第四条＝問題となったのは、専門部長、支部長等の"等"についての質疑、意見があり、執行部再提案により異議なし、第五条＝文言 決定の字句が二つ重なるとの異論があったので再検討の結果、修正提案を異議なし、第六条＝開催について質疑があったが説明の上了解。第七条＝異議なし。第八条＝"手当"についての質疑があったが、現在他社を調査中であり、内規に於て

第九条＝「組合長は」と冒頭に挿入したらとの意見があったが原案通り了解。第十条＝前後に起る選出の点で疑義が出されたが、それは選衡の場合決めるべきだということで異議なし。第十一条＝内規の性格について質問要望があり、第十二条＝異議なく、逐条審議を終り、一括審議として、再修正提案賛成と反対へ一条＝「公認者」を除く、四条＝参画を出席を含む）で挙手採決を行ったところ、絶対多数をもって別項の通りの「政治局規程」全文を一括確認可決した。

（二） 給与規程内規及専従者給与の件

賃金斗争による新賃金の決定により次の額を提案する

一、組合業務に従事した者の賃金

イ、坑内直接夫	一方当り	一一円	（七四〇円）
ロ、坑外間接夫	〃	一一円	（六四〇円）
ハ、坑外夫	〃	一一円	（五八五円）

を増額する。

二、専従役員の給与

月額　二二〇円を増額する。

三、書記の給与

月額　二五〇円を増額する。（三〇円は残業を勘算）

この提案に対し、坑外夫の立場を考慮して六〇〇円、五九〇円案が出され、又二三の質疑があったが結局採決の結果、提案通り確認され、一同還元支払を併せて決め、午后四時閉会した。

組合規約一部改正の件（総会決定）

第一一四条・この組合に政治局を設ける。政治局員は非常勤とし、執行委員との兼務は認められない。

前項の運営に関する規則は別に定める。

従って本規約の

第一一四条を第一一五条に

第一一五条を第一一六条の中に一、政治局規程を挿入

第一一六条を第一一七条にする。

決定した"政治局規程"

第一条　日鉄大之浦炭砿労働組合規約第一一四条に基きこの規程を定める。

第二条　政治局員は組合員中より公認者として選出された県会議員、市町村会議員及び教育委員をいう。

第三条　政治局会議は三役及び政治局員で構成する。

第四条　組合長は必要に応じ政策部長、専門部長を政治局会議に参画させることが出来る。

第五条　組合長は必要に応じ政治局員を招集し、組合機関の方針に基き議会対策及び地域的な政治活動について審議を行う。

第六条　政治局員が要請した場合、組合長は政治局会議を開催しなければならない。

第七条　政治局員は組合員並びに地域に対し、政治活動を行う義務を有すると共に、議会の経過並びに必要な情報について機関に報告しなければならない。

第八条　政治局員に対しては原則として手当を支給しない。が特別の場合については、組合給与規程を準用する。

第九条　政治局員にして反組合的行動又は職務事由にもとる行動のある場合は機関に諮り（罷免を含む）その処置を行う。

第十条　政治局員にして組合員の資格を喪失しても就任期間中は政治局員としての資格は変更されない。

第十一条　政治局会議の運用については別に内規を設ける。

第十二条　この規程は昭和三十年五月二十九日より施行する。

大之浦労組　教宣部

1955.5.31

昭和二九年六月より
三〇年五月まで

本部発行資料綴

貝島大之浦炭礦労働組合
教宣部

第四回 九炭労大会報告

大之浦労組
1954. 6. 20

議長団選出＝前田忠三（高松労）　江頭静男（住友鹿町労）　花園忠一（三池労）

執行運営委員＝三池池労　木村　住友忠隈労　山下
上山田労　田中　明治高田労　岡本
下山田労　栗田　日鉄二瀬労　羽田
貝島労　平島　三菱鯰田労　若林
三池職　前川　執行部　大門

資格審査発表＝代議員総数　一六七名・有資格者数　一〇三名　出席　九四名

成立宣言

資格審査委員名＝三井・松永　三菱・内山　大正・白川　真徳・梅原　高松・高橋　明治・毛利
大辻・垣内　飯野・北島　九州炭労・佐

スローガン採択

山本委員長挨拶＝規約第八條の第一項で四月中に大会を開くことになっているが、賃金斗争が長びいて五月中旬になったが了解願いたい。

炭坑労働者の当面している大きな問題は、労働強化、即ち経営の困難を理由に賃金の遅欠配が慢性化していることであり、炭砿労働者の賃下げ、首切りをおしつけている。私共はかく長い間斗いを続けて来た。併しことによって生活を守らなければならぬが中小炭鉱が大手の大企業、経営　ひるがえって考えてみると資金難　デフレ予算・外炭輸入・重油等の需給面の危機が迫っている。これをすべて労働者の責任にしわよせしようとしている。　吾々労働者は反動内閣に反撃を与えなければならぬ。このような意味におきまして地方本部の大会が持つ重要な意義があると思う。

組合闘争資金カンパ等資金に負担がかゝると思うが、組合財政は炭労組織内部の強化に重大な要因となっている。前大会から現在までの幹部斗争ではどう駄目である。これは斗争の経験、批判や財政的問題などもある。大会に執行部から出された行動方針に対し如何なる困難にも乗越えて本大会の意義を充分に考慮して慎重に討議して戴いたい。

中島局長＝一般経過報告

竹本調査部長＝中央報告は地方報告の中に含めてやりたい。

質疑応答

問―杵井炭砿の件について共同管理委員会の内容、対策委員会の内容をなぜ資料として配布しなかったか。

答―第四回地方委員会にはかって資料は対策委員会にかけて作り厖大になり、明日配布してその時に説明する。

問―中小がどんどん倒れている状況でこの杵井の資料は非常に参考になる。何故それが配布されなかったか。

答―資金のやりくり債権者との関係等色々困難な問題が出て来て明日漸く完全なものが出来るので配布します。

問―中央協定の基準外賃金引き上げで　会社はベースの引上げをしない

答―基準賃金その他で従来の慣例により　三百円を対象にするか六百円を対象にするかは論議していないので山元で協議することになっている。

問―中小において遅配分割払が全般的に出てき深刻な問題として現われている。大手の大正ですら賃金遅払が本年の二月以来慢性化しようとしている。これらの賃金未払、遅払の対策如何。

答―石炭危機を如何に突破するか、行動方針で明らかにしているが、この問題に対する決定的な柄のではないが、大正については、中央地方の斗争委員会の中で具体的な対策をたてるようにする。

問―厚生部で斡旋したスーパー代金の取扱いについて疑義があるので明らかにされたい。

答―代金は直接炭労で取扱っていない。たゞ斡旋をしているのみである。

問―岩屋斗争に関して、会社が執行部を改選しなければ交渉に応じられないと言明、干渉があったと聞くが、不当労働行為として申立てする意志があるか。岩屋のスト突入の時期に、執行部は二名を残して炭労大会に上京していたが、これで中斗の指導が出来るか。

答―必要に応じて行うという態度で山元の斗争と睨み合せて行う。　炭労大会に十一名が、それぞれの用務で上京した。大会要員は六名で他の者は用務終了次第二十日までに帰福した。

議長より＝別室で予算小委員会を開催すると云う表示（大手五・九共斗三・中小一・地組一）

問―必要に応じてということには若干問題がある。労働運動の基本線を確立させる必要がある。

答—現地指導で戦術を樹ている。ケース・バイ・ケースでないと徒らに相手を激昂させる。三十未採用者の採用・賃金の未払解消を当面の急務としてやっている。

問—オーバー代金を取扱ってそれは特別会計が必要であるがその点に関して

答—代金は炭労・福対協とも取扱っていない。代金問題は支部と業者の間の問題である。

問—佐賀県では公安條例・広告條例があって、吾々の斗いを弾圧している。県会で革新陣営と協力して撤廃の斗いをしたが負けた。この斗いは地区労が主となったが、九州炭労の弾圧反対斗争はやったのか。

答—九炭労として組織的にはやっていないが、岩屋では反ファッショの一大デモをやっている。今後、対策を考える。

問—スト規制法反対斗争の自己批判をもっと明確にしてもらいたい。

答—運動方針の中で明確にする

問—世話交渉で一率配分は疑問があるが、明確に。

答—六百円の坑内外に対する配分問題は調査部でやった。一率が原則である。

問—一率配分してよいか

答—山元における交渉にまかせられたい

問—第一点、三鉱連の経営参加について、第二点、中小炭鉱の放漫な経営、私生活に対する斗い方について、第三点 中央会費未納について、第四点 中小企過報告中、解決の時期の書いてないのがあるが……

答—経営参加について、日経連・全労会議で打ち出している。組合は斗争のために出来ている。基本的には、日本経済をどのように把握するかにある。中小の経営は危機にある。放漫経営の面もあるが、吾々は遅欠配が現実の問題として出て来ている。平和産業を吾々で確立すると云う点に立って、全国民運動として推進すべきである。第四点については、常任者がいない支部から解決の報告がなかったので、不明のまゝになっている。第三点について、九州炭労え未収金一千四百万円あるが苦しい中から送金している。

議長—地方報告の確認を願いたい

——異議なし——

◎一九五四年行動方針に関する件——中島局長（資料参照）

◎緊急動議——地方本部役員利保障の件（執行部）

理由　賃金遅払・休山等により組合費の完納を九条の規約通り納入していないため、代議員の資格がない。従って資格審査で充分調査し資格を与えてもらいたい。

関係支部は、西戸崎一　早良一　伊岐須一　新山野一　中島三　向山一　岩屋一

——異議なし——

問—第一点は首切り斗争の鉄則は、労働時間を半減してでも、休日をふやしてでも絶対に首を切るな、と書いているが、この意味はどうか。

現在の失業は大体一日四時間乃至五時間程で、そのために追加労働を要求しているものを失業の仲間に入れているが、今の中小企業は賃金以前の労働条件を足場として成立っている事を肯定すればこの鉄則は完全に失業を意味している。

第二点は本然の敵に対して企業を守る斗いに起ちあがると書いてあるが、本然の敵が独占資本であれば独占資本に対する直接の斗いと中小企業を守る斗いの関連を説明してほしい。

第三点は必要とあれば企業の合同にも協力するであろうと書いてあるが　これはどういう意味なのか。

第四点は、当面の着手としては石炭危機打開のため、官　労　資　懇談会をもつという事を書いているが昨日の局長の説明にもあった様に独占資本は敢然起ち上っている。階級ははっきりしているとすればこの懇談会は如何なる結果をもたらすか。

答—首切り反対斗争の鉄則に関する問題であるが、私は全斗の中に於いてもこの点についても鉄則の認識が足らなかった事を指摘したい。個々人が希望して退職するから組織をあげて斗争しなくてもいゝのではないかという。今こそ階級的な連携を必要とする時はない。問題を失業問題として取りあげた場合は希望退職を無条件に認容する事は出来ない事を反省しなければならない。そうする事によって労働条件の低下を認めるかどうかの質問であるが、中小企業を守ることにより、斗いの足場を守ることである。

権利をこれ以上切り下げることは出来ない。

次は大手に対しては経営参加という妥協工作はすべきでないと考える。

中小については独占資本の支配態勢を完璧ならしめるためのしわよせである。

中小企業が倒れていくのを見のがせばわれわれの今日の斗争の足盤を失うことになり、中小企業を守るという事はわれわれに職場を与えろということである。

中小に対する生産管理をやるということの中に独占資本に対する斗いの基盤を作る事になる。大手の斗いは独占資本をぶっゝぶす事によってわれわれの生活の確保が出来る。

官・公・労・資懇談会を持つという事は、新しくとりあげられた問題である。われわれは問題を常に下からとりあげていかねばならない。大衆は直感的に問題を掴み、これを本能として感じている。これを育てるためには下から盛あげねばならない。

又地方の権力機構を通じて、われ〳〵の正当な主張を貫けねばならない。労働者による日本経済の系列を作る気運を構成しなければならない

問— 低賃金と休日を増してもという意味は、半失業を意味するものであるが、これを認めてもなお職場を守らねばならないか。

第二点は階級分化の過程では、生産手段の所有者と、所有していないもの、その途中においては中小企業が併合されて行く、これが分化の過程と考える。更に中小企業には二つの要素がある

この現実を考えれば中小企業を守る斗いが階級分化にとってブレーキになっている。この矛盾をどう考えるか。

問— 第一点、組合強化について日鉱に対する対策、未組織者に対するよびかけがない。

第二点は、財政確立であるが、中小においては会費未納が多い。これに対する対策がない。

答— 日鉱及び未組織対策はあげてないが、これらの間に鉄のカーテンを引く必要はない。日鉱・炭労の地盤争と云う事でなく、統一戦線を組む立場から、共斗を進めなければならない。財政の問題は、財政対策委員会を持って、この中で検討する。

問— 共斗の要件として経営参加を求めるとしているが、参加の解決であるが、あくまでも生産管理的な階級理念で斗わねばならない。大手の場合は経営参加はやるべきでないと云う事になれば、それは労資協調的な経営参加を指すか。

答— 大手についての経営参加は懸念がある。労働階級と云う意味での経営参加はよいと思うが、個別企業の労働者の生活條件を斗いとれば、いゝと云う経営参加には、本質上 矛盾がある。然し企業の存立が問題になっている中小は別であるが、中小において経営参加で斗いをやめるという事ではない。

問— 臨時夫と組夫に対する考え方がないがどうか。

答— 兵器産業が日本の産業の中枢になっている。これが臨時工として現われている。炭砿にもあるが、これは資本主義の安全弁として使われる。これに対しては、中央も従業員と同様に組合の中に入れるべきだと云っている。これらの首切反対は何らわれわれと違りはない。臨時工を本雇いにする事を進めなければならない。

議長— まえがきから何を斗うかを、意見を入れて審議願います。

問— 何を斗うかについて、中小対策を強力に推進するためには、相当の自信がなければやれないと思うが中小の実態は斗争費の徴収が困難である。そうなれば、九州炭労が相当の資金を導入しなければならないが こう云う点をどう考えているか。

答— 資金カンパで斗うと云う事は 健全でない。

経営参加と云う方式を持ち出している事は、中小にとっては斗はずしては勝てない。そのためにはわれわれは賃金斗争も、しばしば放棄すると云う事も覚悟をしておかねばならないと思う。遅配・欠配の山で賃金斗争や期末手当などを要求する事自体がナンセンスである

意見＝ 賃金の遅配が起っている中小では、賃金斗争をやるのはナンセンスであると云っているが、われわれは そう云う斗いを放棄するつもりはない。

答— 比較的に富裕な炭砿では堂々とやれと云っているが、それ以下の炭鉱があると云う事である。われ〳〵は本来の敵に向って眼を開かなければならない。

私は中小問題において労働強化を認めていくかということを奨励している訳ではない。休日を増しても、

職場を守れという事が最低線だと思う。こゝを拠点として斗わねばならない。これを放棄すれば次ぎ次ぎとわれわれの斗争は消えていく。　生活を守る斗いに直面する一番大きな問題は何かという事である九州炭労傘下百七の中小で賃金不払いが起っていないところは指折りする程しかない。賃金の不払の状態は生活を守る当面の中心となる。この原因は石炭の需要が減少したという事と融資の引締めである。われわれは中小の経営者は労仂者と共に独占資本と斗わねばならない事を主張している。中小企業を守る事は職場を守る斗争につながるから。中小経営者を独占資本反対斗争の方向に向けると云っている。大手をみてもすべてが独占資本ではない。そこに中小と共に斗える分野がある。だから全国大会でもその問題をとりあげて特別対策委員会を設けて推進している。そう云う点を考えてもらいたい。

問―中小を如何に救うかという問題が行動方針の大半を占めている。その中に矛盾があると思う。中小炭砿をつぶすなということの中に、賃下げは致し方ないというているが、中小炭砿を救うことは、経営機構を改善しなければならないと思うが、これについて中央とどういう歩調を取っているか具体的に説明して下さい。

答―全国大会では中小対策には特別対策委員会があって十七、八日の両日は中央で開くようになっている
この中央で取りあげる課題は需要面の減少、その要素となっているものは、外炭、重油の輸入であると思う、それからデフレ政策で資金の融資が締められた、これには融資の途を開くとか、重要の転換、外炭の制限が必要である。

炭労は組織として、国会に働きかけることをきめている。地方本部は現地にあって、対策を検討し対策委員会と統一した活動で努力する、これらが今度中央で開かれる対策委員会の具体的な資料となる。協定された賃金を下げるというのでなく、払えないのは財源として残していく、更にこれがつき進んでいくと、経営参加は期せずして実績を作り上げるというコースが出来る。　この点に理解願いたい。

武長―中小の現在の危機をどうして　如何に斗うかということがでていない。経営参加という形でやってみたところで雨領廃山の問題を解決する段階は過ぎている。

好井炭砿が賃金をつぎ込んでも、出来ないのは電力とか　鉄道運賃とか税金が嵩んでいる。こうゆう所に大きな原因がある。

大衆斗争といっても経営者に対するストをやるということではない、独占資本に対する斗いの立場に立たなければならない。独占資本に吸いあげられて行く金を企業の再建に廻わすことである。それには本全体の力を結集しなければならない。独占資本に対する斗いでなければ経営参加は意味がない　石炭危機突破の会社を中小と執行部の面だけでなく、大手も含めてやっていくことが必要である。

共同管理については中小としても問題があるということは、吾々労仂者は経理内容を把握していない。共管の止むを得ない場合は指針を明確に打ち出してもらいたい。中小の斗争の指導の問題であるが、中小で大巾な期末要求はナンセンスであるといったが　然しながら吾々は当然要求する権利はある、たゞ金額について問題がある。指導する人によって指導理念が違っている　今後問題を残すから、これについて留意してもらいたい。

政党の綱領の問題があるが、私としては明確に左派社会党を中心とする　労農党、右派社会党と打ち出してもらいたい。

山本委員長―今迄の討論で問題の大綱がつかめた。

手近な問題から取上げ、この共通な問題点をどう処理するかということになる。

当面、首切り、休廃山の問題が浮かび出して来るし、経営参加も大きな問題である。賃金遅払については、その原因を調査し、これを解明するが、政府の政策、金融が根本原因であるから、この解明なくして対策は考えられないが、現に起っている問題を見送ってどうだ、こうだというのではない、可能で有効な方法は現在すでに実施している　市町村議会の問題として検討されるよう要請しているし、県議会に対しても、又国会、大蔵省にも運動している。

表現はまずくとも、骨子は筋がとほっていると考える。

○　武補予算小委員会報告についての質疑

一、予算及び会費未納について

問―。予算に反対、二八年の未納の多額と中央会費の値上げでこれ以上の負担不可能

○人員減耗から徴収率九三％を組んだ理由・現在での会券発行及び遅欠配等の組合は幾らあるか・予算上の処置をどう考えるか、又十三万円の利息について

○八・四〇〇の減費を認めることになるその根拠

○利息の給出方法はどうか

○二八年度予算より「二・三〇〇円のアップであるしその理由

○事務所費の中に雑夫の給与が入っているが、人件費に繰入れない理由

答ー ○炭界不況が斗争を中断することにならず 苦難から脱却して斗わなければならない

○労働の対価は当然支払われるので 納入することは時期の問題であれ、不可能ではない 人員の減耗からみて九三％と見積った。予算の措置は斗争資金は斗争費とし、計上費は予備費として上げている。

○減収は 現在の状況から考慮したものである。

○二十八年度未納会費の徴収によって行う

○臨費として規定に合致されていない

「決定事項」

Ⅰ 十一円賛成 九五名
十一円反対 二三名
保留 二名
（注・十一円賛成については「職員の解雇はしないことで執行部一任」を含めている）

Ⅱ 昭和二八年度財政処理委員会を決定
賛成 一一八名
反対 なし
保留 一名

1. 構成ー大手 各一名・九共斗 三名 中小 各地区一名 臨組 一名
会計監査 各地区四名 執行部 三名 計 一九名・

2. 目的及権限

イ 未払支部に対しては支部財政状況の調査指導を行い未収会費・負担金納入促進方を計る

ロ、脱退組合に対しては、法的手段により回収に努める

ハ、如何なる方法によっても納入せざる支部に対しては統制委員会にかけるか、どうか考慮する。

ニ、賃金遅払等の支部については特別協議の上支部別猶予を考慮する

ホ この委員会の解散は未収の回収並未払金処理が相当程度行はれ解散の必要を委員会が認めたときに行われる。

ヘ この委員会の費用は九州炭労旅費規定に基き九州炭労が負担する

Ⅲ 小委員会による行動方針修正案決定（別紙参照）

決定に先立ち

1. 経営参加について 中小企業内の階級斗争は明確に（ぼかされることのない様）されたい

2、地方委員会に附記することになっているが、コストの分析 貯炭、生産計画等 その他具体的な対策を折込んで 作ってもらいたい。

1・2の要望事項を含めて満場異議なく決定

○新入七坑の企斗で未払斗争に発展 現在組合員の財政逼迫の状態から救済資金として五円の資金カンパを行ってもらいたい旨緊急動議を「任意カンパにすべし」との声もあったが、事情酌量の上決定した。

○各種委員選出の決定（次期地方委員会において委員を決定することを前提として）

○生活対策特別委員会を設置する

○中小防衛特別委員会を設置する

○財政対策委員会を設置する

○企斗委員会を設置する（中央とにらみ合せて編成する）

○オルグ編成 ― 1各支部の三役級より選出する 2三井山野を嘉飯地区に追加挿入する。

○政策委員会の構成 ― 大手三名・白共斗二名　中小三名　炭組一名　執行部二名　計十一名

註　1 尚五月二十一日午后一時より開催することを考慮しているので、それに即応し選出する。

2 執行部一名は中央の関連もあり確保する・他の一名は委員会の中で互選する

○無任所役員について ― 二八年度と同様資格適合者として選出し　執行部に一任する

○役員改選について

役職名	氏名	出身別
委員長	山本経勝	高松労
副委員長	浦川守	三池労
事務局長	鶴　魁	飯田労
事務局次長	遠藤浩史	大浦労
教宣部長	和田秋人	二瀬労
調査部長	竹本実	田川労
生産部長	末次定孝	杵入二炭
法規対策部長	蛯谷武弘	大峯労
厚生部長	大門等	平山労
中小対策部長	今村国年	鳥廻労
企画部長	山本忠志	加茂労

役職名		氏名	出身別
佐賀地区事務局	事務局長	麦　孝彦	唐津労
	委員	岩永厳	北方労
	委員	川上正人	新屋敷
長崎地区事務局	事務局長	長谷川弘	崎戸労
	委員	久原国一	高島労
	委員	藤田五郎	中島労
会計監事		山口春次	飯野労
〃		上田勝男	三池労
〃		浦田秀夫	大正労
〃		谷英男	杵島労

行動方針修正小委員会答申

答申書の処理について

本委員会は、行動方針案の修正点の大綱を取りまとめ、この大綱を骨子として執行部は成文、次の地方委員会で確認をうけるものとする。

一、経営参加について

・労資体制・癒着化の如き印象を拭い去ること。

・中小危機をめぐってその前途は極めて非観的で暗い。その分析に間違いはないが楽観主義に陥らないよう表現を改めること

。具体的にどの様な参加をするのか。

。好況時にはどうなるか

。一例として大正の場合どうなるのか、大手は？

。例えば期末手当等の要求を放棄するのか

。企斗鉄則として掲げた立場と経営参加による賃金カットを認める立場との矛盾

。企業合同について

などが主な論点と疑義があったところである。従って経営参加の方式・性格・限界等について一層明確な規定を与えること。このために大手・中小と観念的な類別するものでないし、

(イ) 中小であっても一律に経営参加を適用するものでない。しかし大手にあっては本質上限界があり多くを期待しえない。

(ロ) 経営参加それ自体を目的とする斗いではない。要求を放棄せよというのではない「賃金遅欠配」「時間延長」「操作引上げ」等の生活を守る斗いを強力に推進する過程の中から生れる参加方式である。

(ハ) 敵は独占金融資本（権力と癒着した）である。このためには個別企業を超えた広い戦線で斗われねばならない。

被害者である中小がその戦線に参加するためには企業内にあって経営参加＝共同管理の方式となる。

・商社の収奪に対する斗いと、自衛のための協同化もこれに関連して考慮してよい。

(ニ) 企斗鉄則は原型である。現実的には多少の変容が起るであろうが、賃金カットは債権として留保するので矛盾はない

二、協定政党の限定について

原案の文脈の中では超党的な問題も含まれているので、ここでは特に細密規定をする必要はないと考える。

三、専門部業務計画について

厚生部・教宣部に要望があったものは、執行部で適宜追加すること。

行動方針修正小委員

土屋正則（日炭高松）　欠席

福島武夫（大正労組）　大手二名

森田美夫（飯野労組）　中小一名

永野奥平（大川労組）　炭組一名

木村正隆（三池労組）

中島知美（執行部）

今村国年（〃）

以上

昭和三十年一月～三月間分鉱員差額賃金支給の件

頭書について左記の通り定められたから取敢えず通知します

一、支給対象及び支給額

昭和三十年一月～三月間に稼働方数を有し且つこの差額金支払日に在籍する本雇鉱員に対し同期間中の各自における基準賃金中の本人給（新菅牟田坑基本給を含む）と基準外賃金中の超過労働賃金、深夜業手当及び新菅牟田坑附加給との合計額に左の支給率を乗じて得た額（円未満の端数については四捨五入）を支給する。

			支給率		
			一月	二月	三月
坑内夫		採炭夫、掘進夫、仕繰夫、掉取夫	〇.〇一五	〇.〇一五	〇.〇一五
		その他	〇.〇二三	〇.〇二四	〇.〇二三
坑外夫	成人男子	掉取夫、選炭夫、坑木仲仕	〇.〇二一	〇.〇二一	〇.〇二一
		その他	〇.〇二八	〇.〇二八	〇.〇二八
	保護	掉取夫、選炭夫、坑木仲仕	〇.〇二九	〇.〇二九	〇.〇二九
		その他	〇.〇三九	〇.〇三九	〇.〇三九

(註)職種によって二以上の区分に亘る場合は各区分毎に受給額を計算する

但し臨時転職の場合は在籍職種により支給額を計算する

二、割増賃金及び平均賃金

前記一、の支給額は割増賃金の基礎となる賃金に算入しない平均賃金についてはそれぞれ各月毎に支払われたものとして算入する

三、支給期日

別途通知する

四、控除金

勤労所得税及び未収入金

補正予算に関する件

S 30. 1. 9

目	頭初予算	補正(追加)予算額	追加後の予算額	追加理由（予算を超過した事由）
給料	4.785.882	81.321	4.867.203	新旧専従者の給料の重複分、62499分及給仕給料、20.365、久保田書記総統加の為
雑給	231.666	11.077	242.743	元専従者がこの期間に一時に有給休暇手当を取つた為
文具費	84.000	1.186	85.186	洋紙を一括購入した為仕払の都合により
印刷費	24.000	25.952	49.952	規約追補　4円×7890＝31.560が出版された。
会議費	240.000	85.870	325.870	青年会議費65.086、その他会議出席者の賃金補償の増加による。
事務局費	66.000	9.300	75.300	賃金協定書のみを作る予定で予算していたが査定基準を新に追加した為
支部費	1.224.960	199.365	1.424.325	諸会議の開催度数の増加に伴う出席手当の増加による。
統制部費	406.200	126.200	532.400	頭初予算に於て予備金にて新規手当及増額分を支出することを確認
計		540.271		

組合負担金は五月に仮払して六月に決済したので六月に2ヶ月分表れてきたのである。

追加財源は予備費より488.230円、繰越金より52041円を求める。

(注)

予備費予算　840.066　−　351.836（期手）＝　488.230円

補正予算額　540.271　−　488.230　＝　52041円

炭労賃斗発第四二号
一九五五年三月五日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　阿部竹松

各地方本部
各資本別
各支部
斗争委員長　殿

決起大会開催及び態勢確立に関する指令

第二一回中斗（三、五）は、交渉権確立後における当面の賃金斗争を別紙斗争スケジュールにより、推進することを決定した。
よつて各地方、資本別支部は、八日以降の強力な団交につゞき、左記に決起大会を開催するとゝもに、態勢の確立をはかるよう指令する。

記

一、三月二十日　全国一斉総決起大会を行え
1　指　標　額上げ斗争総決起の意志の集約
2　規模、方法　各地方支部毎に、従来の方法により決行せよ。
（会社への抗議、斗争決議、デモ等）

二、三月二十一日以降、各支部は何時、如何なる実力行使でも決行できる態勢を確立せよ。

以上

斗争スケジュール

一、春季賃上げ共斗各単産スケジュール

私鉄
三月二十一日以降、柔軟戦術による実力行使
三月二十六、七日、全国一斉二十四時間スト（第一波）
四月二、三日、全国一斉二十四時間スト（第二波）
四月第二波実力行使までに傘下の全体的解決をはかる

紙パ
三月九、十日までに職場要求を中央委員会において集約する。
三月二十七日、第一回中斗委員会
四月一日、一斉交渉開始、四月九日期限付回答求む
四月十二、十五日までに下部斗争態勢の完全確立をはかる
四月二十日、全国一斉実力行使実施

電産
炭労、私鉄の実力行使に合せて柔軟戦術（部分スト）を実施する

全金属
四国住友金属における首切反対斗争を中心とした斗いを通じ共斗の波に合せる如く努力する

合化
中小企業の賃上げ斗争を中核として炭労、私鉄（二十日以降）に合せて実力行使を準備する。具体的方法は三月五日に決定。

三月　七日〜十五日　各単産オルグ派遣（地域共斗十五組織に対して）
三月　七日　編集会議
三月　十日　共斗会議新聞発行
三月十五日　地域共斗事務局長会議（於東京）
三月二十日　全国一斉総決起大会
三月二十六、二十七日、炭労、私鉄実力行使
合化その他は、炭労、私鉄の実力行使に合せて柔軟戦術をもつて斗う。

共斗オルグ計画
三月十一日　岡山　炭労、電産、合化
十二日　広島　〃　〃　〃
十三日　山口　〃　〃　〃
山口地方本部依頼
三月　十日　北九州　〃　私鉄　〃
十二日　大牟田　〃　〃　〃
三月十三日　佐賀　〃　電産　〃
十四日　長崎　〃　〃
炭労オルグ九州派遣中執並に九本と協議決定
三月十二日　北海道　〃　私鉄、合化　北海道地方本部依頼
三月十四日　仙台　〃　〃　〃　中執より派遣

二、共斗会議傘下単産のスケジュールに基く情勢判断に於て明らかな如く私鉄、合化、電産の実力行使は三月二十日以降に準備されている。われわれは「独走をも辞さない決意と態勢」を堅持しつゝ賃上げ共斗の中核として斗争を推進し、三月中に目的の達成を期する覚悟を新に、左記のスケジュールに従い行動する

三月　四日　中斗委員会
三月　七日　各社交渉団編成完了
三月　八日　各社一斉交渉開始（交渉委員通知）
次期中斗委員会まで積極的に団交を継続する。
団交中の大衆行動についてはブロックにおいて決定指令する。
三月十七、十八日　中斗委員会、戦術決定
三月二十日　全国一斉総決起大会
三月二十一日以降、実力行使態勢の完全確立

三、交渉団編成の基本的方針

1. 各社の交渉員は中斗（ブロック別）及び当該資本別交渉員全員を含めて各社に通知する
但し、各社担当交渉員は別紙の通りとする。
2. 中執並に地方選出中斗は原則として出身資本の交渉員とはならない。
3. 地方選出中斗は中央八社の交渉員とする
4. 地方本部選出中斗は地方本部の業務に従事する。但し、九州、山口地方本部選出中斗は
九共斗、宇部ブロックの交渉員とする。
5. 各社交渉員中一名を資本別毎に交流する。

以上

坑別在籍異動調

昭30. 3. 31 現在

坑別 月別	新坑					五坑					西五坑				
	直接	内間	外間	計	異動	直接	内間	外間	計	異動	直接	内間	外間	計	異動
29 7 13	1458	312	469	2239		824	139	546	1509		613	129	209	951	
29. 7. 31	1497	312	469	2278	+39	823	138	545	1506	−3	611	129	208	948	−3
〃 8 31	1438	312	470	2220	−58	809	138	542	1489	−17	589	128	209	926	−22
〃 9. 30	1415	319	470	2204	−16	800	137	541	1478	−11	576	126	209	911	−15
〃 10 30	1403	324	439	2166	−38	796	136	507	1439	−39	571	128	187	886	−25
〃 11 30	1392	323	438	2153	−13	791	136	503	1430	−9	569	128	186	881	−5
〃 12 28	1387	324	435	2146	−7	786	136	502	1424	−6	567	128	186	881	−0
30 1. 31	1354	321	430	2105	−41	774	136	500	1410	−14	565	128	185	878	−3
〃 2. 28	1583	342	440	2365	+260	765	136	497	1398	−12	526	124	184	834	−44
〃 3 31	1510	337	434	2281	−84	722	135	489	1346	−52	507	121	182	810	−24
	異動累計 +42					異動累計 −163					異動累計 −141				

坑別 月別	二坑					六坑					本社				
	直接	内間	外間	計	異動	直接	内間	外間	計	異動	直接	内間	外間	計	異動
29 7. 13.	846	165	433	1444		861	236	486	1583			11	289	300	
〃 7 31	841	167	434	1442	−2	849	213	455	1517	−66		14	289	303	+3
〃 8. 31	824	167	432	1423	−19	812	210	440	1462	−55		14	286	300	−3
〃 9 30	811	167	425	1403	−20	792	211	432	1435	−27		14	280	294	−6
〃 10 30	799	167	389	1355	−48	793	207	395	1395	−40		14	416	430	+136
〃 11 30	802	167	385	1354	−1	786	205	392	1383	−12		14	414	428	−2
〃 12 28	809	164	391	1364	+10	774	205	391	1370	−13		14	410	424	−4
30 1 31	806	163	392	1361	−3	771	205	391	1367	−3		14	407	421	−3
〃 2 28	895	163	410	1468	+107	392	136	290	818	−549		14	402	416	−5
〃 3 31	813	161	390	1364	−104	376	118	274	768	−50		14	396	410	−6
	異動累計 −80					異動累計 −815					異動累計 +110				

坑別 月別	大之浦計				
	直接	内間	外間	計	異動
29 7. 13	4602	992	2432	8026	
〃 7 31	4621	973	2400	7994	−32
〃 8 31	4472	969	2379	7820	−174
〃 9 30	4394	974	2357	7725	−95
〃 10 30	4362	976	2333	7671	−54
〃 11 30	4338	973	2318	7629	−42
〃 12 28	4323	971	2315	7609	−20
30 1 31	4270	967	2305	7542	−67
30 2 28	4161	915	2223	7299	−243
〃 3 31	3928	886	2165	6979	−320
	異動累計 −1047				

備考

29.10.5. 各支部配給所人員は本社物資課に編入

30. 2. 11. 六坑配転完了

※ 各支部所属の病院の人員は新坑に含む

差額金算定試算

S30. 4. 21　労働部

			A	B	C (A×B)	D	E (C/D)		F	G (F÷B)	K (G×E)	L	M (K×L)
			昇給見合額	基準延方数	総額	既払本人給	R	決定 R	基礎額	一方当	一方当×R	平均方数	月額差額金
坑内夫	請負給者		10.40	88.347	918.808.80	61.595.183	0.0149	0.015	70.285.256	795.56	11.93	19.34	230.70
	その他間接夫		10.40	14.951	155.490.40	6.635.889	0.0234	0.023	9.602.304	642.25	14.77	21.53	318.00
坑外夫	成人男子	請負給者	9.50	9.308	88.426.00	4.281.487	0.0207	0.021	6.125.509	658.09	13.82	21.14	292.15
		定額給者	9.50	28.666	272.327.00	9.706.540	0.0281	0.028	14.049.687	490.12	13.72	22.06	302.66
	その他の礦員	請負給者	9.10	3.193	29.056.30	1.018.323	0.0285	0.029	1.026.993	321.64	9.33	20.74	193.50
		定額給者	9.10	9.197	83.692.70	2.163.656	0.0387	0.039	2.434.423	264.70	10.32	22.15	228.59

註　差額金算式案

1　$\frac{\text{昇給見合額} \times \text{基準延方数}}{\text{既払賃金}} = R$

2　基礎額（既払本人給及超過労働賃金、深夜業手当）×R＝差額金

3　上記は一月分を試算した場合

	昇給見合額	基準延方数	総額	既払本人給	R	決定 R	基礎額	一方当	一方当×R	平均方数	一ケ月当差額金
坑内夫	10.40	103.298	1.074.299.20	68.231.072	0.0157	0.016	79.887.560	773.37	12.37	19.63	242.82
坑外成人	9.50	37.974	360.753.00	13.988.027	0.0258	0.026	20.175.196	545.66	14.19	21.84	309.91
保護	9.10	12.390	112.749.00	3.181.979	0.0354	0.035	3.461.416	279.37	9.78	21.77	212.91

会社案

	昇給見合額	実績本人給	R	決定 R	一方当基礎額	一方当×R	平均方数	一ケ月当差額金
坑内夫	10.40	660.53	0.0157	0.016	773.37	12.37	19.63	242.82
坑外成人	9.50	368.36	0.0258	0.026	545.66	14.18	21.84	309.91
保護	9.10	256.82	0.0354	0.035	279.37	9.78	21.77	212.91

賃金小委員会決定事項

三〇・四二二

1. 年次有給休暇について
会社に事前に申入れた者は認める
2. 会社の指示しない代番重勤について
会社が明示したものと同一の取扱をする
3. 指名スト者の三番方就業について
請負給は協定標準額の時間割を、固定給は本人につき定められる額の時間割を支給する
4. 部分スト日の賃金取扱について
協定本人給の一〇〇%を支給する
新坑について採炭夫は附加給を除く内外掘取、選炭夫について附加給を支給する
5. 部分スト明日の賃金取扱について
通常の賃金計算をする
6. 一時金支給条件について
イ、財源は六五〇円に十二月末在籍人員（長欠、未復員者、組合専従者を除く）を乗じた額と二五〇円に十二月末公傷長欠者人員を乗じた額の総額とする
ロ、配分は二月末在籍による
ハ、支給対象は支給当日在籍者、及び停年退職者、殉職者とする
尚、配分、支給について私傷長欠者にも支給する組合の考え方を尊重し支給金額は別途協議する
職間ウェイトについては別途協議する、停年退職者殉職者の支給金額は別途協議する
ニ、支払期日　早急に返答する
7. 昇給見合の加算方法について
坑内、坑外成人、保護礦員別に職種給に一率加算する
8. 差額金精算について
イ、坑内請負給者、坑内定額給者、坑外成人請負給者、坑外成人定額給者、保護礦員請負給者、保護礦員定額給者の六本建Rを採用する

$$\frac{\text{協定による一方当り見合額}}{\text{昨年一方当り実績本人給（新坑附加給を含む）}} = R$$

既払賃金（本人給超過労働賃金深夜業新坑附加給）×R

ロ、支給対象は支給日現在在籍者に支給する
ハ、支払期日　早急に経理と打合せの上返答する
9. 増産賞与の標館について
別途協議する

一時金配分資料

S 30. 4.30

		昭和30年2月末日に在籍する者の昭和29年10〜12月間の基準方数Ⓐ	昭和30年2月末在籍人員数の内訳 Ⓑ						殉職者停年退職者数	
			昭和29年10〜12月に在籍していた者				昭和30年1月1日以降入籍者	計	昭和29年10月1日〜昭和30年2月28日間	昭和30年3月1日〜昭和30年4月25日間
			Ⓐの基準方数を有する者	Ⓐの基準方数を有しない者						
				公傷	私傷	その他				
坑内夫		329.916	5.015	15	46			5.076	28	3
坑外夫	成人男子	118.150	1.651	3	21			1.675	20	4
	保安	39.599	539	1	8			548	3	0
合計		487.665	7.205	19	75			7.299	51	7

一時金支給条件

(1) S29.10.1〜S29.12.31日間に基準方数を有する本砿鉱員にして支給当日在籍する者に対し下記により支給する

(2) S29.10.1〜S29.12.31間公傷により全期間欠勤者に対しては一律支給額を支給する

(3) S29.10.1〜[illegible]間の停年退職殉職者に対しては250円支給する

財源

650円 × 7.412 + 250円 × 48 = 4.829.800円

配分

(1) 一律支給額（250円）

250円 × 7.224 = 1.806.000円

（7.205+19）

(2) S29.10.1 〜 S30.2.28 停年退職者及び殉職者

250円 × 51 = 12.750円

(3) 基準方数に依る配分（S29.10.1 〜 S29.12.31 の基準方数）

4.829.800円 ー（1.806.000円 ＋ 12.750円）= 3.011.050円

$$\frac{\text{財源}-(\text{一律支給額}+\text{停年、殉職支給額})}{\text{基準方数}}=$$

	基準方数	W	積数	一方当	支給総額
坑内夫	329.916	100	329.916	6.40	2.111.462.00
坑外夫	118.150	91.35	107.930	5.80	685.270.00
保安夫	39.599	87.5	34.649	5.40	213.835.00
計	487.665		472.495	6.37	3.010.567.00

250円 + 各一方当 × 基準方数 = 一時金